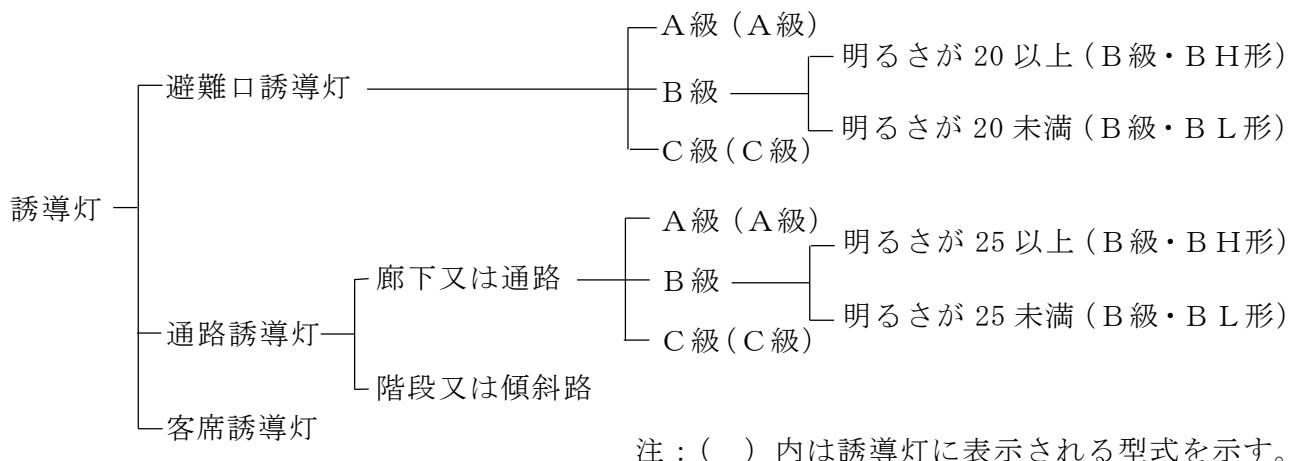


第17 誘導灯及び誘導標識

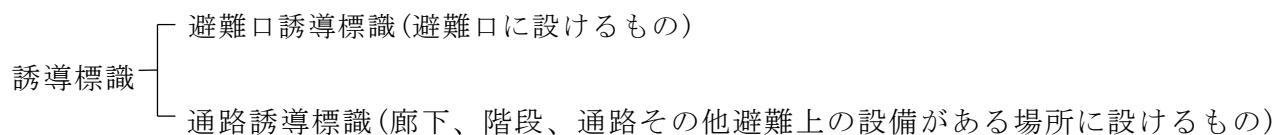
誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与える灯火をいう。

誘導灯の区分による種類



誘導標識とは、火災時、防火対象物内に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。

誘導標識の区分による種類

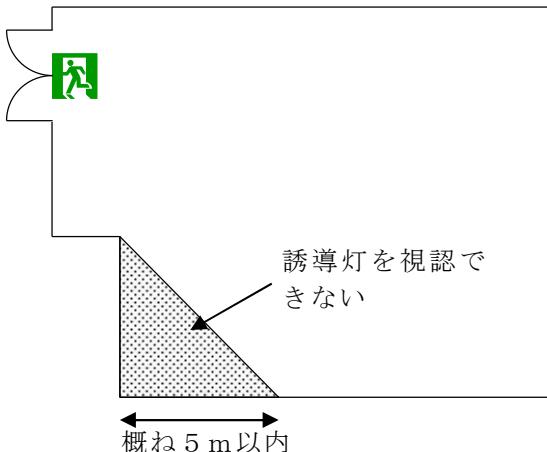


1 用語例

- (1) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (2) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (3) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を中継（階段室に設置された自動火災報知設備の煙感知器の動作信号を演算処理する機能も含む。）し又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (4) 蓄光式誘導標識とは、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）に定めるものをいう。
- (5) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (6) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する部屋、駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等及びこれらに相当する室をいう。

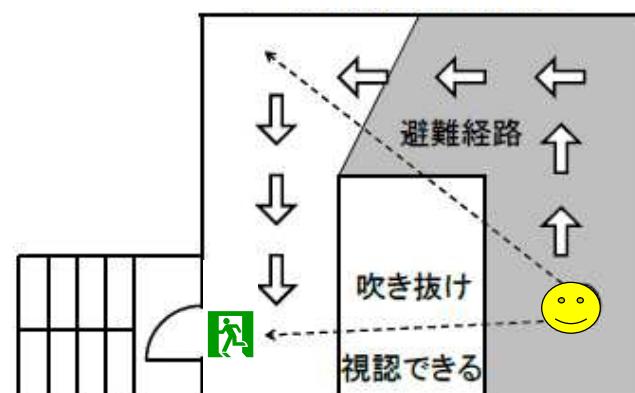
- (7) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路（居室内通路を除く。）をいう。
- (8) 廊下等への出入口とは、居室内から避難施設へ通ずる廊下又は通路への出入口をいう。
- (9) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口及び場所をいう。
- (10) 主要な避難口とは、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに規定する出入口をいう。
- (11) 最終避難口とは、規則第28条の3第3項第1号イに規定する屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。
- (12) 直通階段の出入口とは、規則第28条の3第3項第1号ロに規定する直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。
- (13) 非常用の照明装置とは、建築基準法施行令第5章第4節に規定されるもので、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。
- (14) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。（第17-1図参照）
なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。

(第17-2図参照)



第17-1図

死角や吹き抜け等がある場合の例



第17-2図

- (15) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおせ、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (16) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

2 誘導灯の構造及び機能

(1) 誘導灯の区分

- ア 誘導灯については、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は第17-1表のとおりであること。

第17-1表

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	避難口(その上部又は直近の避難上有効な箇所)	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他 避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるものの	・ 避難上必要な床面照度の確保 ・ 避難の方向の確認
客席誘導灯	令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)については、第17-2表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ(常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の積をいう。)を有するものとしなければならない。

第17-2表

その視認性(見とおし、表示内容の認知、誘目性)に関連する表示面の縦寸法と表示面の明るさ(表示面の平均輝度×面積)によるA級、B級及びC級の区分

区分	表示面の縦寸法(m)		表示面の明るさ(cd)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上 0.4未満	10以上
	C級	0.1以上 0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上 0.4未満	13以上
	C級	0.1以上 0.2未満	5以上

※ cd: カンデラ

誘導灯の誘目性(気付きやすさ)や表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲

電源の別	区分	平均輝度(cd/m ²)	
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上 800未満
		B級	250以上 800未満
		C級	150以上 800未満
	通路誘導灯	A級	400以上 1000未満
		B級	350以上 1000未満
		C級	300以上 1000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上	300未満
	通路誘導灯	150以上	400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。（第17-3図参照）

この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。（第17-4図参照）

ア 次の第17-3表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあっては縦寸法0.4m、B級にあっては0.2m、C級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。

第17-3表

区分		距離(m)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルがないもの
		60
	B級	避難の方向を示すシンボルがあるもの
		40
	C級※	避難の方向を示すシンボルがないもの
		30
通路誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルがあるもの
	B級	20
	C級	15

※ 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていない。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k \cdot h$$

D：歩行距離(単位m)

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法(単位m)

k：次の第17-4表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第17-4表

区分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルがないもの	150
	避難の方向を示すシンボルがあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】 a 区分：避難口誘導灯A級(避難の方向を示すシンボルなし)

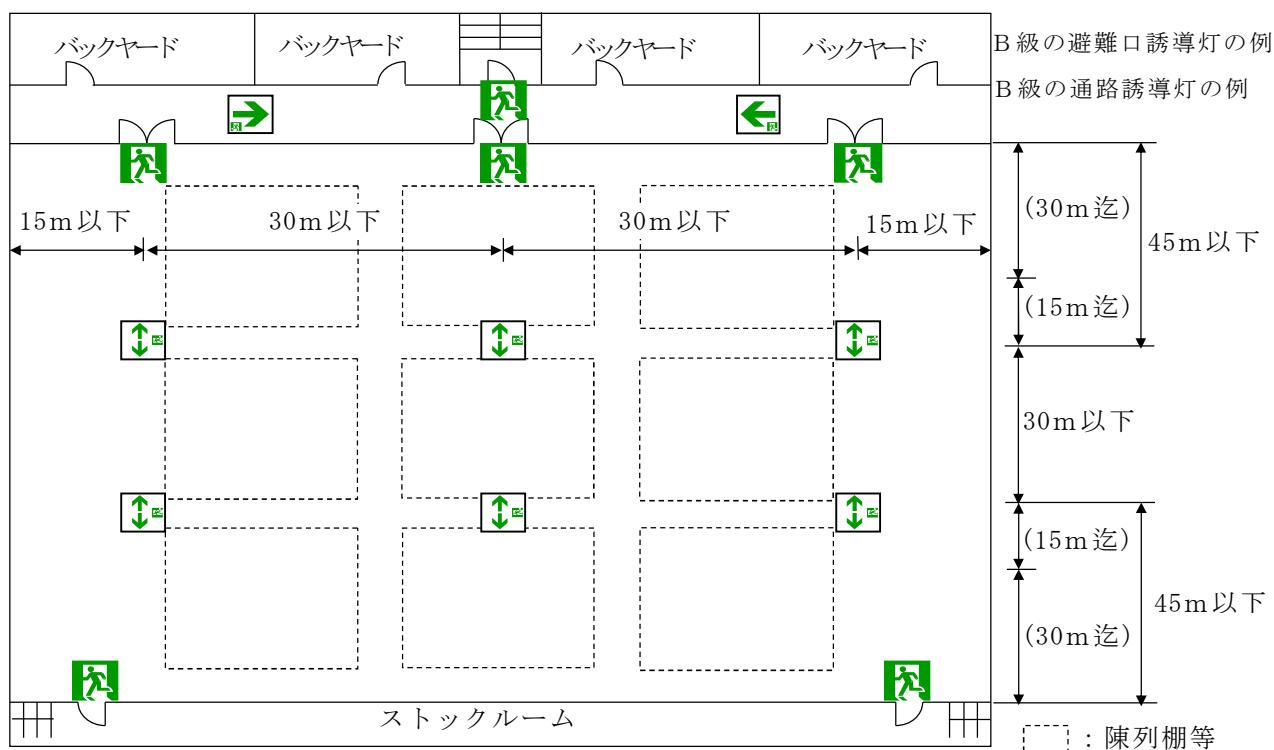
$$\text{表示面縦寸法} : 0.5\text{m} \quad 150 \times 0.5\text{m} = 75\text{m}$$

b 区分：避難口誘導灯B級(避難の方向を示すシンボルあり)

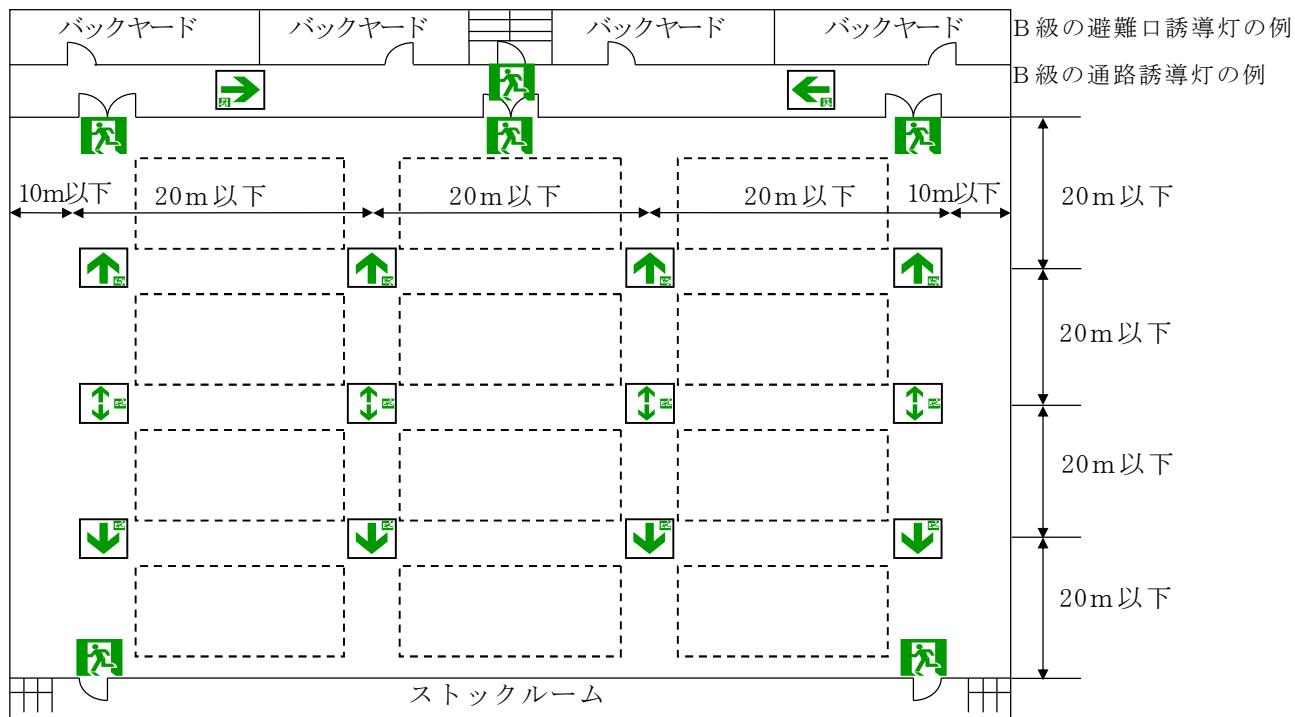
$$\text{表示面縦寸法} : 0.3\text{m} \quad 100 \times 0.3\text{m} = 30\text{m}$$

c 区分：通路誘導灯A級

$$\text{表示面縦寸法} : 0.5\text{m} \quad 50 \times 0.5\text{m} = 25\text{m}$$



第17-3図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例



第17-4図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

(3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、規則第28条の3第1項、同条第2項及び「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)によること。なお、誘導灯は原則として、認定品を設置すること。

3 誘導灯及び誘導標識の設置基準

誘導灯及び誘導標識の設置対象物は、第17-5表のとおりである。

第17-5表

防火対象物の区分		設置根拠法令			誘導灯の設置区分	
		政令第26条			避難口誘導灯	通路誘導灯
項	各項の用途の概要	避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	A級、B級 BH形又はB級 BL形に点滅機能付 ※4	
1	イ 創劇場等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ロ 集会場等					
2	イ キャバレー等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ロ 遊技場等					
3	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ニ カラオケボックス等					
4	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ロ 飲食店					
5	イ 百貨店等	※1	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ロ 旅館等					
6	イ 共同住宅等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ロ 病院、診療所又は助産所					
7	イ 老人短期入所施設等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	ロ 老人デイサービスセンター等					
8	ニ 特別支援学校等					
	9	学校等	全 部	全 部	全 部	全 部
10	図書館等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	イ 蒸気浴場等					
11	ロ 一般浴場					
	12	車両停車場等	全 部	全 部	全 部	全 部
13	神社等	※1	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	14	工場等				
15	ロ スタジオ等	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	16	車庫等				
16の2	特殊格納庫	全 部	全 部	全 部	床面積が1,000m ² 以上の階	
	16の3	倉庫				
備考	前各号以外	全 部	全 部	全 部	全 部	全 部
	16の2	特定複合用途	全 部	※2	床面積が1,000m ² 以上の階	※5
	16の3	非特定複合用途	全 部	※1		
	16の2	地下街	全 部	※2		
	16の3	準地下街	全 部			

※1 地階、無窓階及び11階以上の部分が該当する。

※2 1項の用途部分が該当する。

※3 1項から4項まで又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されている階に限る。

※4 廊下に設置する場合で、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができる場合を除く。

※5 誘導灯の設置区分欄に指定がないものは、A級、B級又はC級のいずれかを設置する。

4 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 階段又は傾斜路以外の部分の設置免除適用条件等

ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけではなく、居室の各部分から避難口であることが直接識別できることが必要であること。また、規則第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、

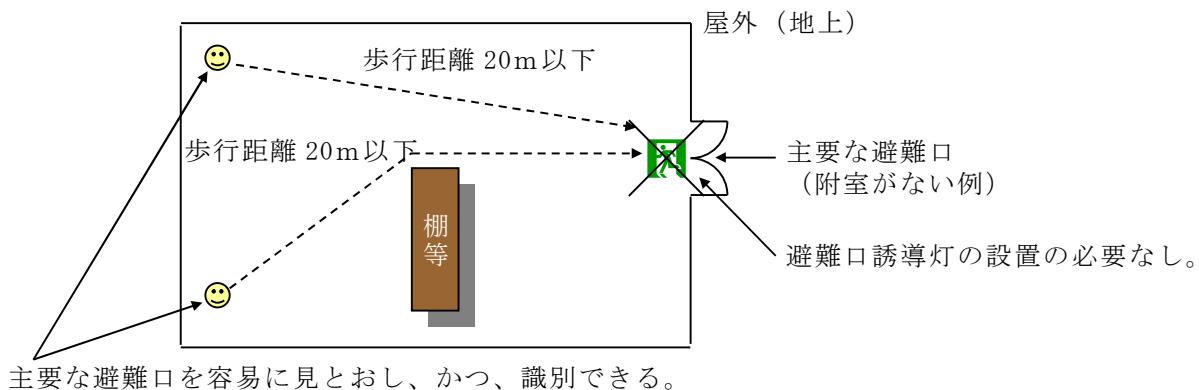
主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

(2) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。また、避難口の位置に至る歩行距離20mは、それぞれ居室の床面積 200 m^2 と読み替えることができるものであること。（第17-5図参照）

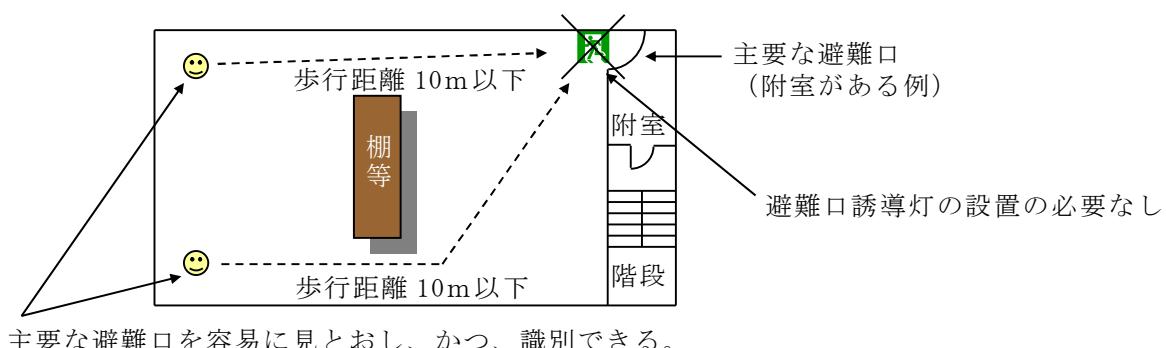
※ 地階であっても避難階の場合は該当する。（規則第5条の2に定める10階以下の階による有効な開口部を有する場合に限る。）



イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から直通階段の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。また、避難口の位置に至る歩行距離10mは、それぞれ居室の床面積 100 m^2 と読み替えることができるものであること。

（第17-6図参照）



主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第17-6図 避難口誘導灯の設置を要しない例

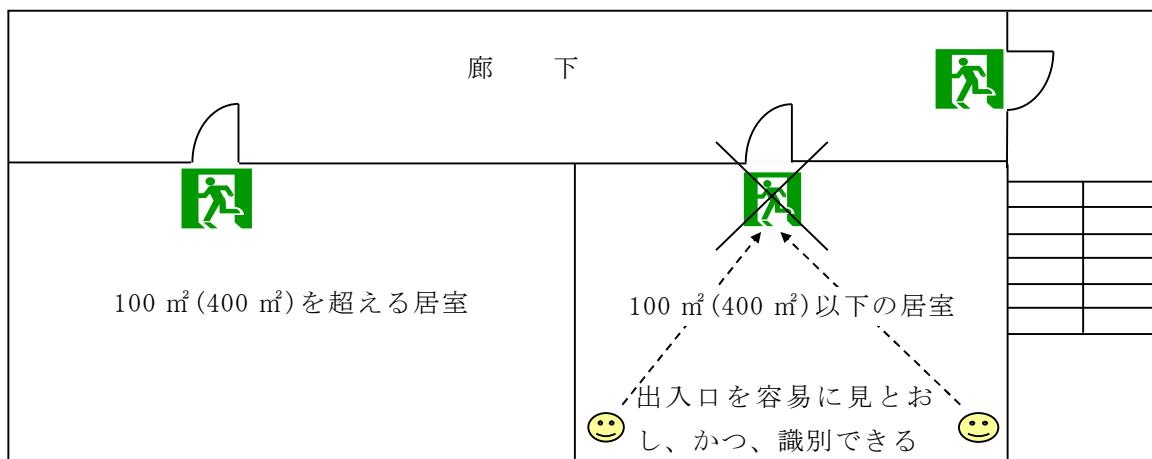
ウ 最終避難口若しくは直通階段の出入口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口の場合

室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別できるもので、第17-6表に掲げる居室の用途に応じた面積以下であるものは、避

難口誘導灯の設置を要しない。(第17-7図参照)

第17-6表

居室の別	床面積 (m ²)
居室の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室	100 以下
居室の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室 +主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用される者が利用する居室	400 以下

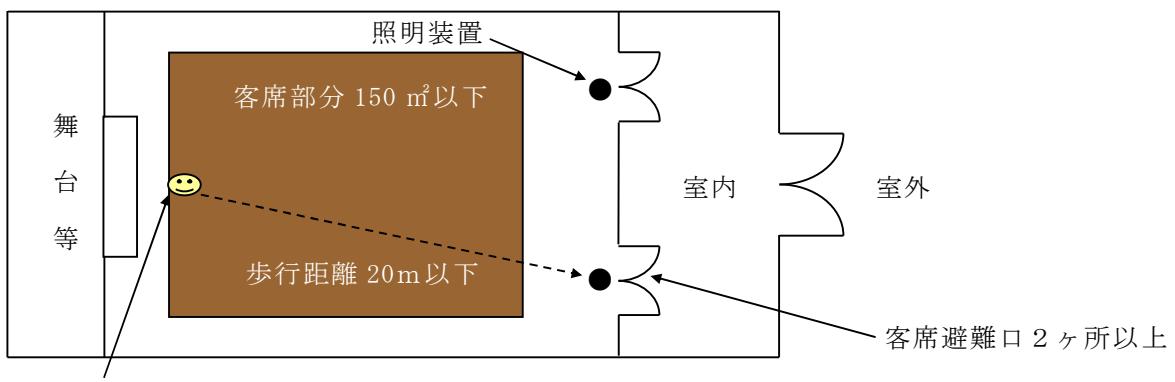


第17-7図 居室から廊下へ通ずる出入口の例

エ 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階の場合 (第17-8図参照)

令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階 (床面積 500 m²以下で、かつ、客席の床面積が 150 m²以下のものに限る。) で次の(ア)から(エ)に該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

- (ア) 客席避難口 (客席に直接面する避難口をいう。以下同じ。) を 2 以上有すること。
- (イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口までの歩行距離が 20m 以下であること。
- (ウ) すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるよう照明装置 (自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので非常電源が附置されているものに限る。以下同じ。) が設けられていること。
- (エ) (ウ)の非常電源から照明装置までの配線は、耐火配線とすること。^{☞ i}



容易に見とおし、かつ、識別できる。

第17-8図 劇場等の誘導灯の設置緩和例

オ 令別表(16)項イの防火対象物（同表(5)項口の用途に供する部分が存し、かつ、その他の部分が同表(6)項口及びハのみで構成されたものに限る。）の場合

令別表第1(6)項口及びハの用途に供される部分を、次の(ア)から(カ)により区画されている場合は、同表(5)項口の用途に供される部分（地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。）において、避難口誘導灯の設置を要しない。（第17-9図参照）

なお、同表(6)項口及びハにあっては、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

(ア) 居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

(イ) 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料したものであること。

(ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下で、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下であること。ただし、鉄製網入りガラス入り戸にあっては、面積の合計が 4 m^2 以内であること。

(エ) (ウ)の開口部の構造は、次のいずれかによること。

なお、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。

a 防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸）で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの

b 鉄製網入りガラス入り戸で、次の全てに該当するもの

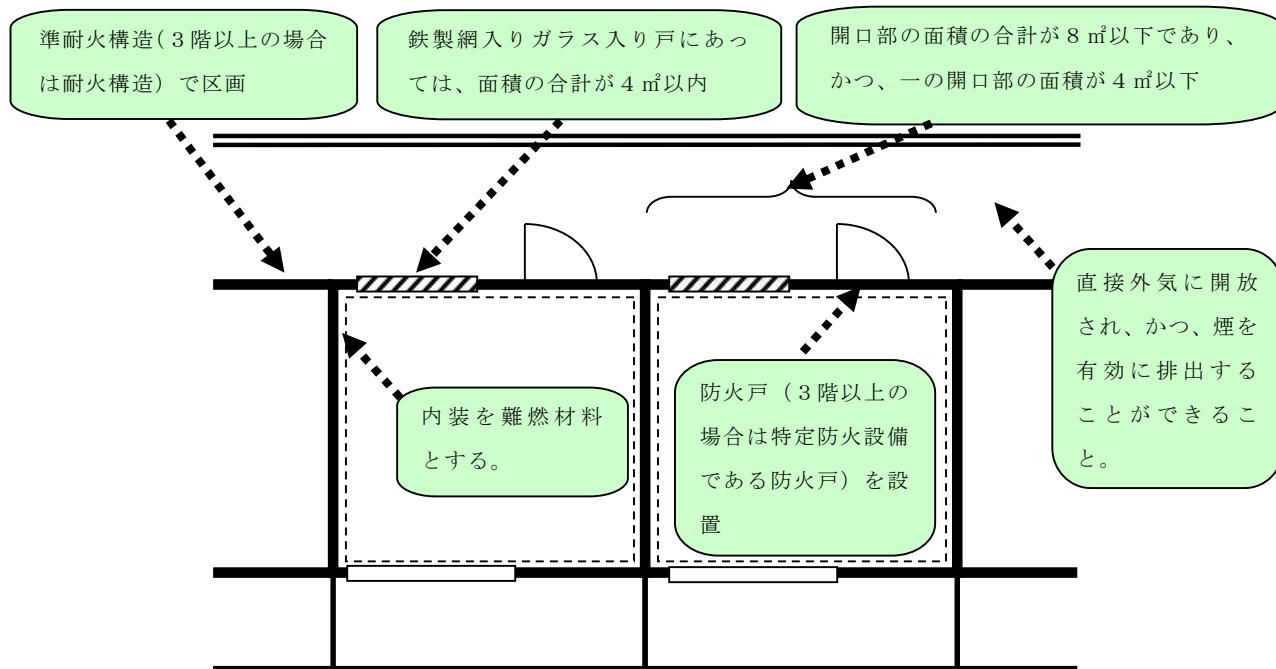
(a) 二方向避難ができる部分であること。

(b) 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面していること。

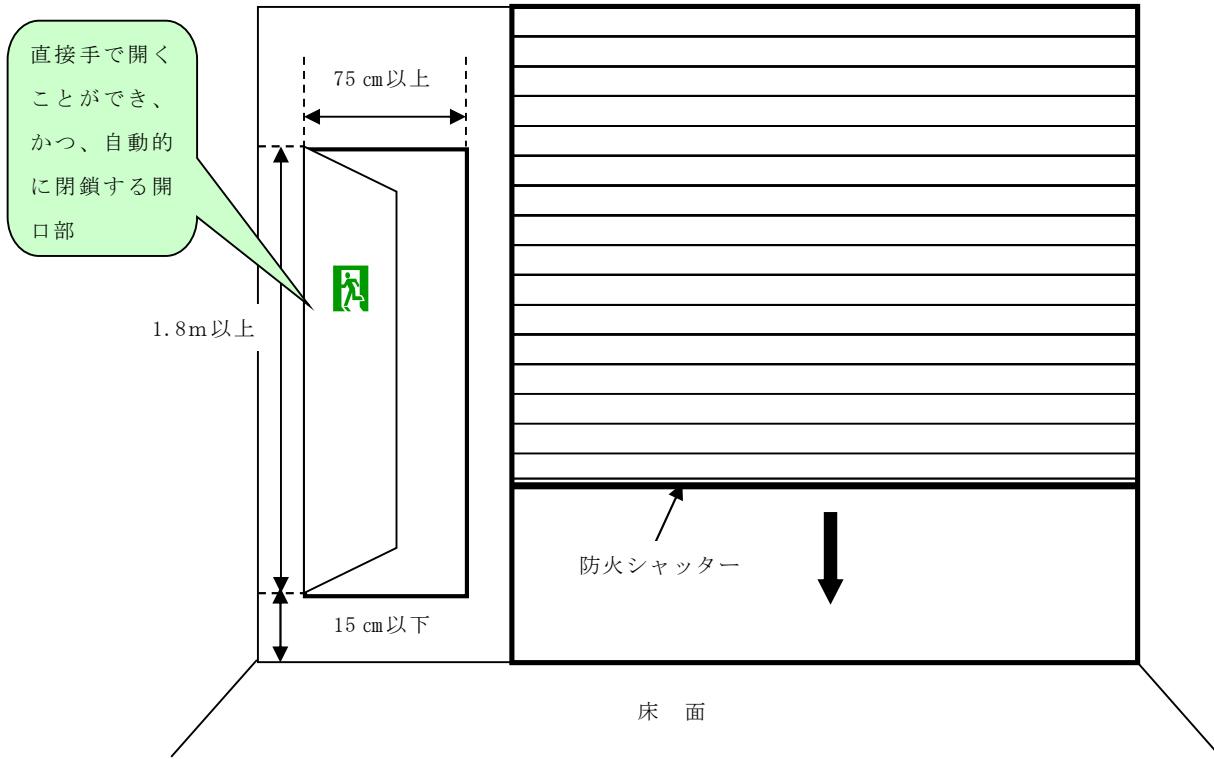
(c) 出入口以外の開口部であること。

(オ) (エ)の開口部を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分（幅 75 cm 以上、高さ 1.8 m 以上及び下端の床面からの高さ 15 cm 以下の大きさ）を有すること。（第17-10図参照）

(カ) 主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生じる煙を有効に排出できる廊下、階段その他の通路に面していること。



第17-9図 (6)項口及びハの用途に供される居室の区画の例



第17-10図 (6)項口及びハの用途に供される居室の区画の例

- カ 避難が容易であると認められる居室の場合（第17-11、12図参照）
令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室

で、次の(ア)から(エ)に該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

(ア) 直接地上に通ずる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

(イ) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内的各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

(エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。

なお、性能を保持するために必要な照度が確保されている箇所とは、次によること。

a (イ)の歩行距離が概ね15m未満の場合

通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度が確保される箇所をいう。この場合、一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200ルクス以上である場合は、概ね $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度が確保される箇所とみなしてさしつかえないこと。

なお、LED照明器具等は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合があることから、特に留意する必要があること（蓄光式誘導標識等を設ける場合も同様とする。）。

b (イ)の歩行距離が概ね15m以上の場合

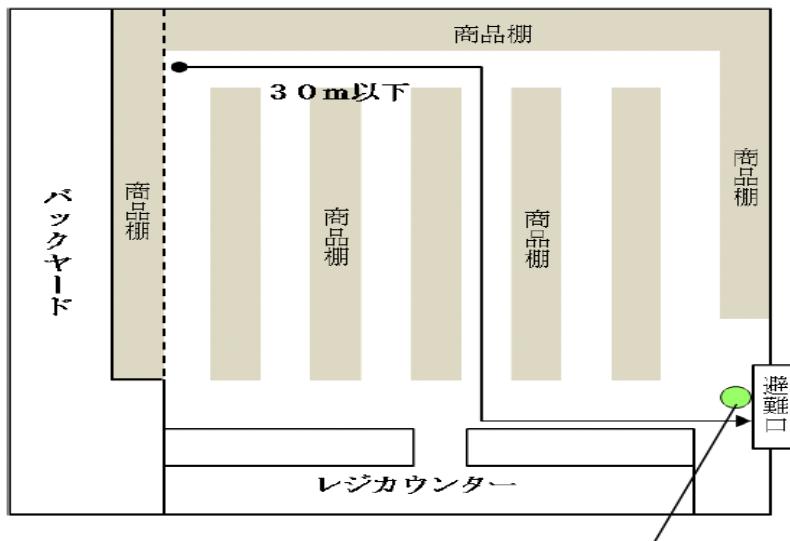
通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね $300\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度が確保される箇所をいう。また、避難上有効な視認性を確保するため、次式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離(m)

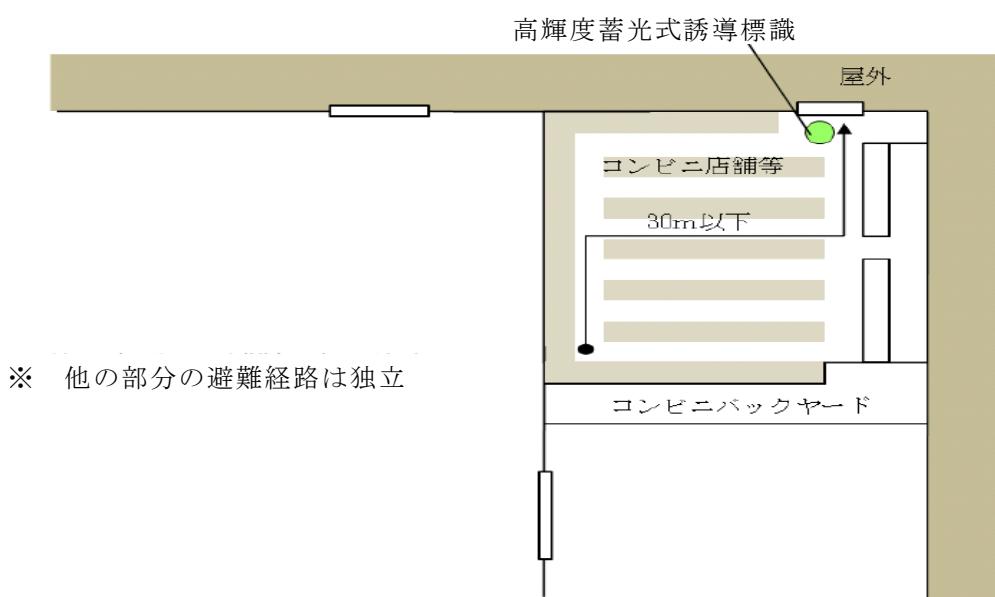
h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法(m)

(オ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、当該標識とまぎらわしい又は遮る広告物、掲示板等を設けないこと。



高輝度蓄光式誘導標識

第17-11図 避難が容易であると認められる居室の例（単独建屋の場合）

第17-12図 避難が容易であると認められる居室の例
(防火対象物の一部に存する場合)

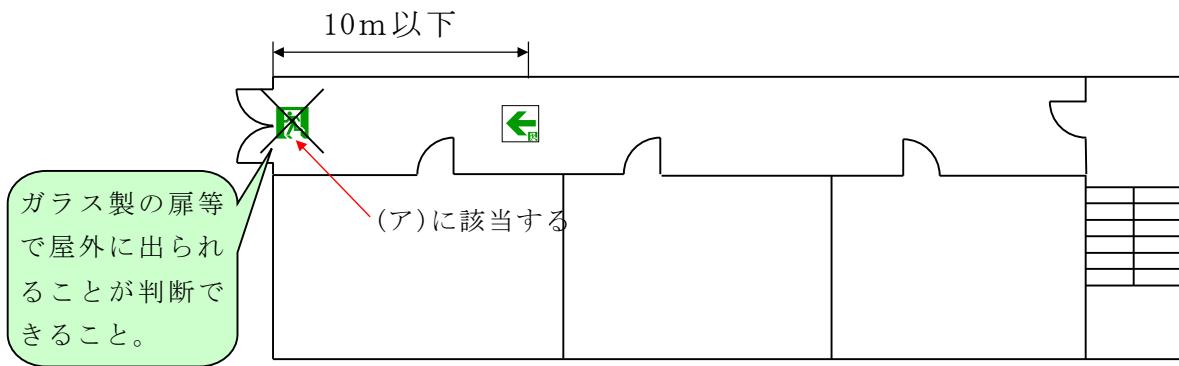
キ 特例による場合

防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

(ア) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口のうち、10m以内にある通路誘導灯の位置（通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分にあっては、当該出入口に接する廊下等又は居室の端）から、直接地上に出られることが容易に判断できる最終避難口（次のa又はbに掲げる防火対象物を除く。）（第17-13図参照）

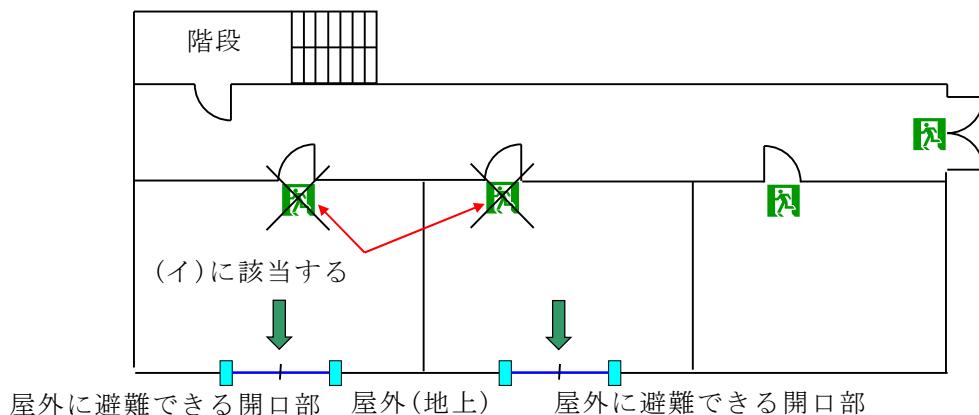
a 令別表第1(1)項及び(4)項で延べ面積が、 $1,000\text{ m}^2$ 以上の防火対象物

b 令別表第1(16)項イの用途で、かつ、(1)項及び(4)項の用途に供する床面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ 以上の防火対象物



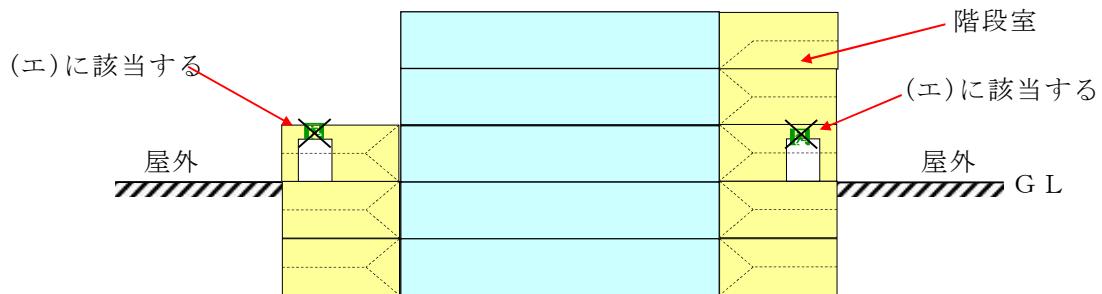
第17-13図 避難口誘導灯の設置緩和例

(イ) 防火対象物の避難階で居室の開口部（規則第4条の2の2の規定に適合するものに限る。）から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（(ア).a又はbに掲げる防火対象物を除く。）（第17-14図参照）



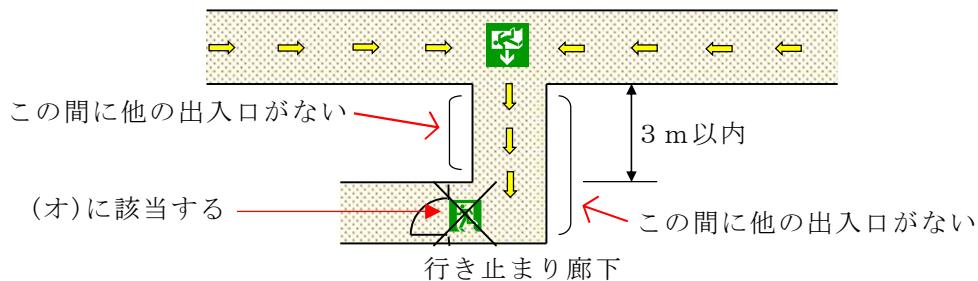
第17-14図 避難口誘導灯の設置緩和例

- (ウ) 令別表第1(5)項又は(16)項((5)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)に掲げる防火対象物のうち、主要な避難口で、当該階段及び廊下が外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上必要な照度が確保されている場合
 (エ) 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出ることが容易に識別できる場合（第17-15図参照）



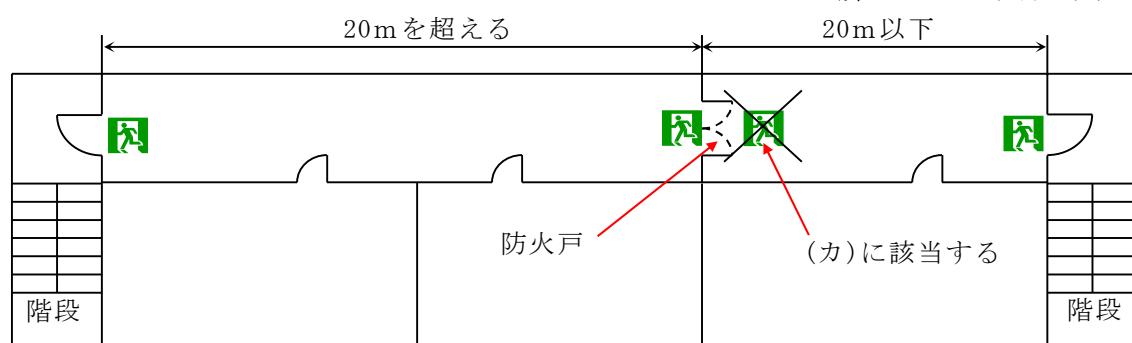
第17-15図 避難口誘導灯の設置緩和例

(オ) 廊下等の曲折点から避難口までの間に他の居室等の出入口がなく、避難口の位置から3m以内で当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる位置に避難の方向を明示した避難口誘導灯を設けた場合の避難口
(第17-16図参照)



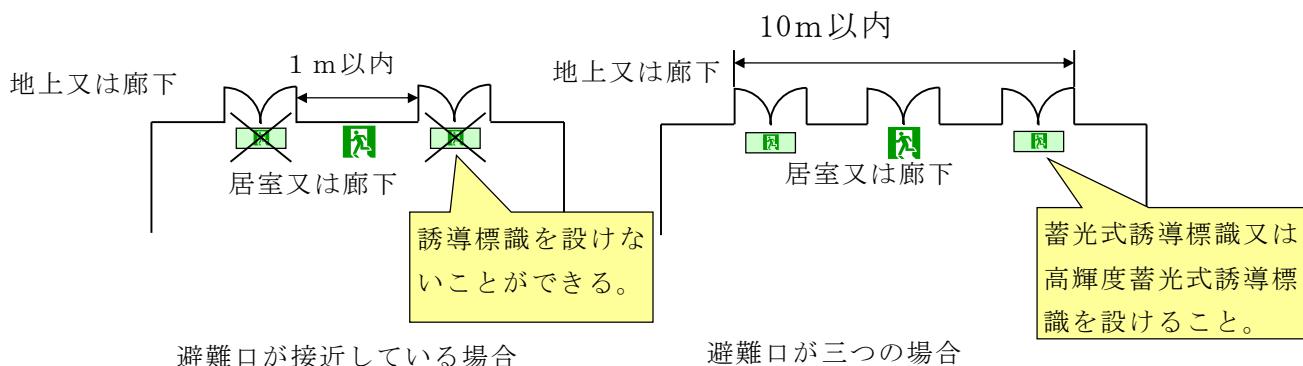
第17-16図 避難口誘導灯の設置緩和例

(カ) 規則第28条の3第3項第1号ニに規定する場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が20m以下となる部分
(第17-17図参照)



第17-17図 避難口誘導灯の設置緩和例

(キ) 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
(ク) 避難口が近接(10m以内)して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口
この場合、他の避難口は状況により誘導標識を設けること。ただし、避難経路が異なる場合は、この限りではない。(第17-18図参照)



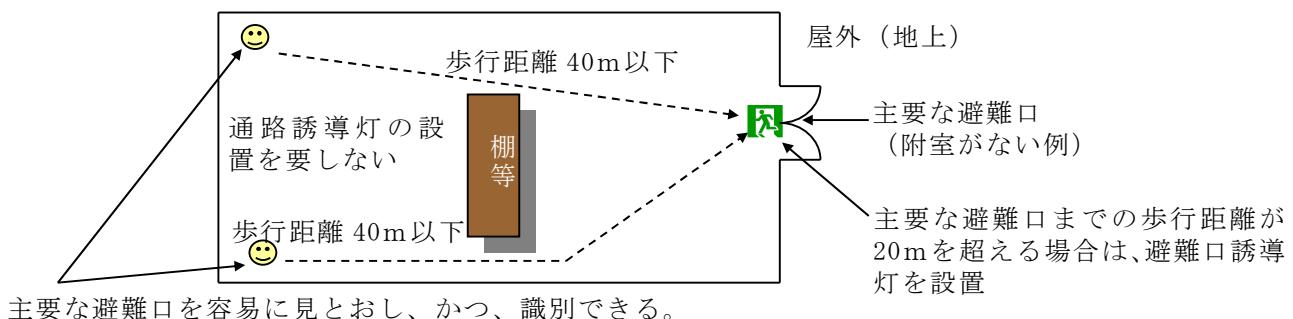
第17-18図 避難口誘導灯の緩和例

- (ケ) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席（固定席）が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出口部分（夜間使用する場合を除く。）
- (コ) 令別表第1の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分で、次のいずれかに該当する場合
- 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口間での歩行距離が30m以下である場合
 - 出入口であることを明示することができる緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
 - 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることが明示できる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合
- (サ) 延べ面積又は床面積が350m²以下の倉庫で、次のaからcに該当する場合
- 避難口を容易に見とおすことができる。
 - 倉庫内に照明（一般照明又は自然光）が設けられていること。
 - 倉庫内の各部分から出入口までが、歩行距離30m以下であること。
- (シ) 令別表第1の防火対象物のうち、独立した納骨堂（無窓階を含む。）
- (ス) 非特定用途防火対象物のうち、平屋建てで50m²未満のもの。
- (セ) マンション又は住宅のモデルルーム

(3) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

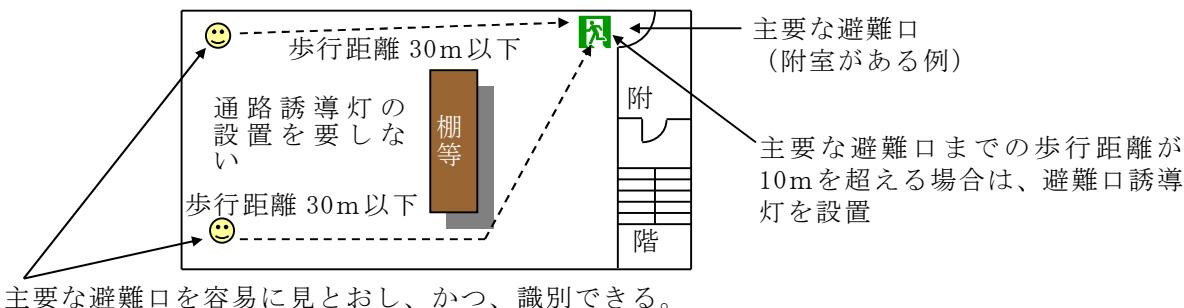
令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から最終避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第17-19図参照）



第17-19図 通路誘導灯の設置を要しない例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から直通階段の出入口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第17-20図参照）



第17-20図 通路誘導灯の設置を要しない例

ウ 令別表(16)項イの防火対象物（同表(5)項ロと(6)項ロ及びハの用途に供される部分のみで構成されたものに限る。）の場合

(2). オによること。

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で次の(ア)及び(イ)に該当するものは、通路誘導灯の設置を要しない。

(ア) 最終避難口（主として当該居室に存するものが利用するものに限る。）を有していること。

(イ) 室内の各部分から、避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは高輝度蓄光式誘導標識((2).カ.(ウ)から(オ)による。)を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

オ 階段又は傾斜路の場合

令別表第1(1)項から(16)の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

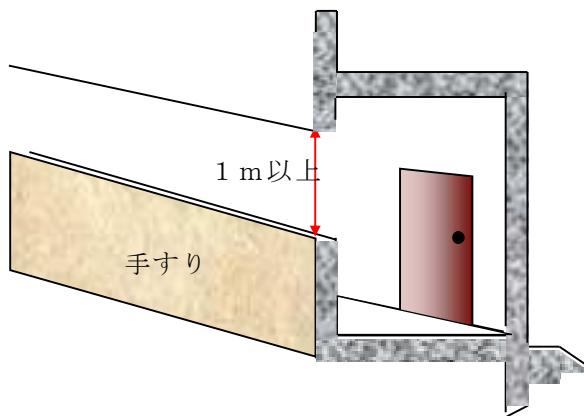
カ 特例による場合

通路誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、通路誘導灯の設置を省略することができる。

(ア) 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等 ((2).キ.(ア).a又はbを除く。)

(イ) 令別表第1(6)項ニ及び(16)項イ ((6)項ニの用途に供される部分に限る。)に掲げる防火対象物で日の出から日没までの間にのみ使用するもので、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等

(ウ) 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下(第17-21図参照)



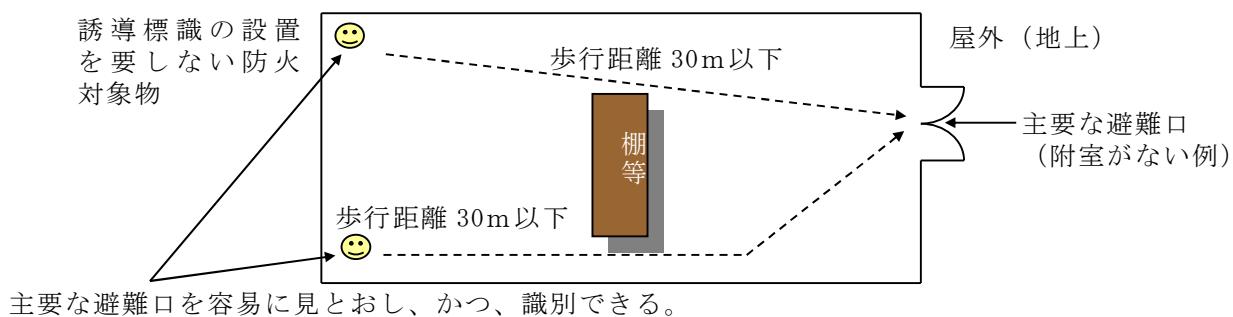
第17-21図 開放廊下の例

- (エ) 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- (オ) 客席誘導灯を設けた居室内
 - (カ) 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
 - (キ) 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等
 - (ク) 令別表第1の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分は、次のいずれかに該当する場合
 - a 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合
 - b 冷蔵庫に直接面した荷捌所で、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路部分が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が基準のとおりに設置されている場合
- (4) 階段通路誘導灯の設置を要しない防火対象物の部分
- 階段通路誘導灯の設置を要する防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、階段通路誘導灯の設置を省略することができる。
- ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段
 - イ 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段（「屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年消防庁告示第7号）に規定する開口部を有するもの。以下同じ。）
 - ウ 令別表第1(6)項ニ及び(16)項イ((6)項ニの用途に供される部分に限る。)に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間にのみ使用するもので、自然光により避難上有効な照度が得られる階段
 - エ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段
- (5) 客席誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分
- 客席誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、客席誘導灯の設置を省略することができる。
- ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
 - イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
 - ウ 臨時的に使用する補助いすで、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

(6) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。ただし、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超える、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。（第17-22図参照）



第17-22図 誘導標識の設置を要しない例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物のうち、居室の各部分から直通階段の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

ウ 特例による場合

誘導標識を要する防火対象物の階段のうち、階段内に階数を明示した標識又は照明器具が設けられている場合は、令第32条を適用し、誘導標識の設置を省略することができる。

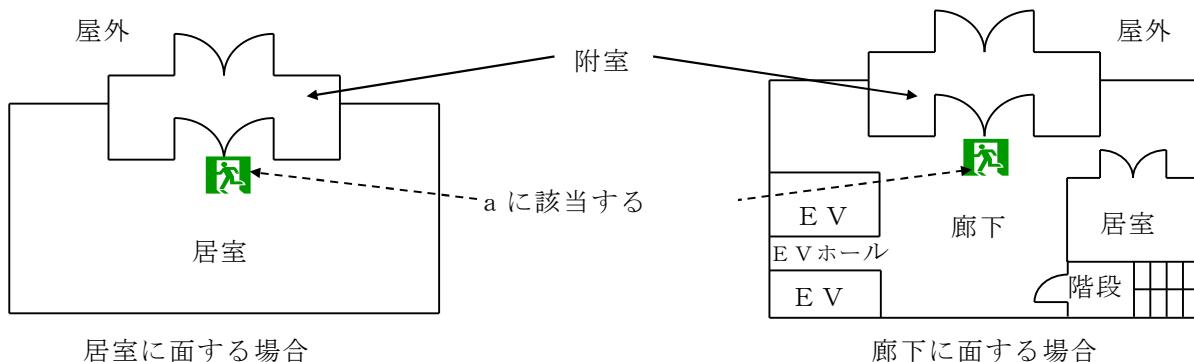
5 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口に設置すること。

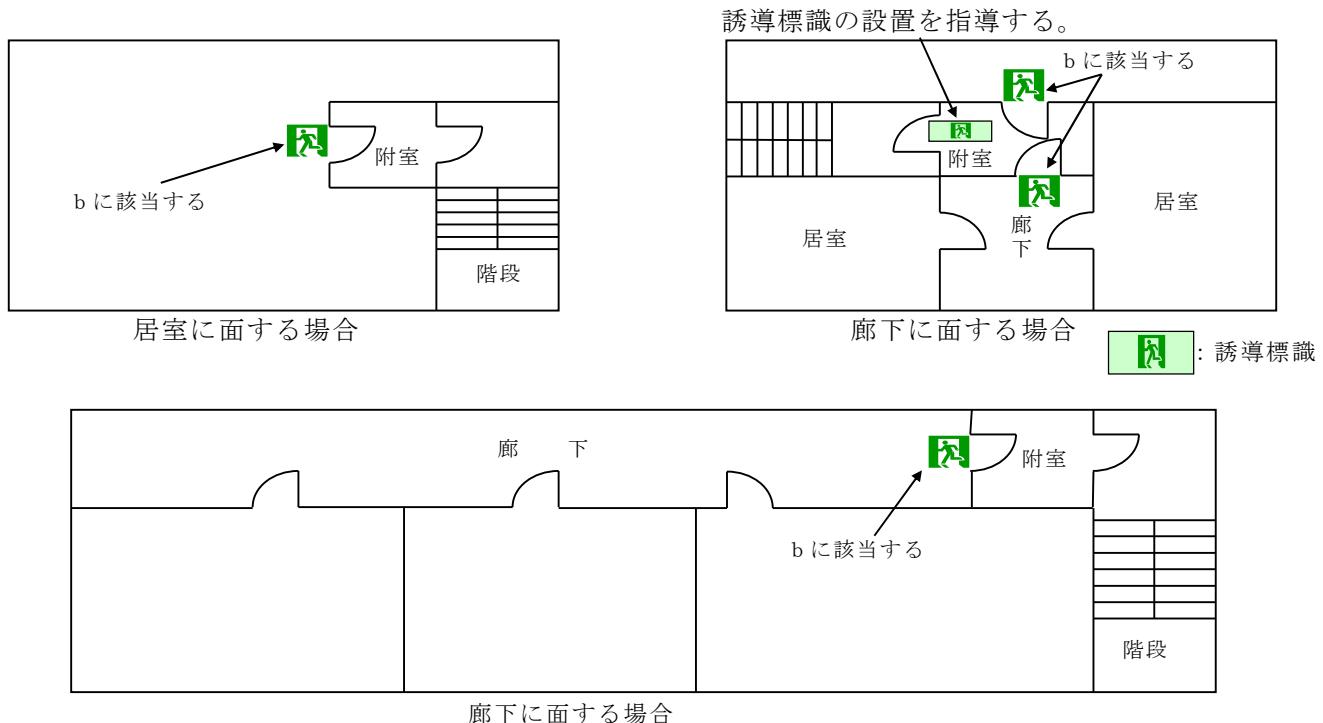
a 最終避難口（第17-23図参照）



第17-23図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

b 直通階段の出入口(第17-24図参照)

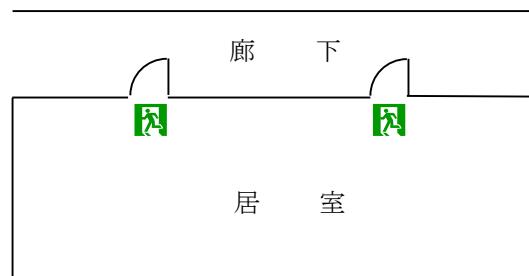
なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別でききない場合には、当該出入口に誘導標識を設置すること。



第17-24図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

c a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口

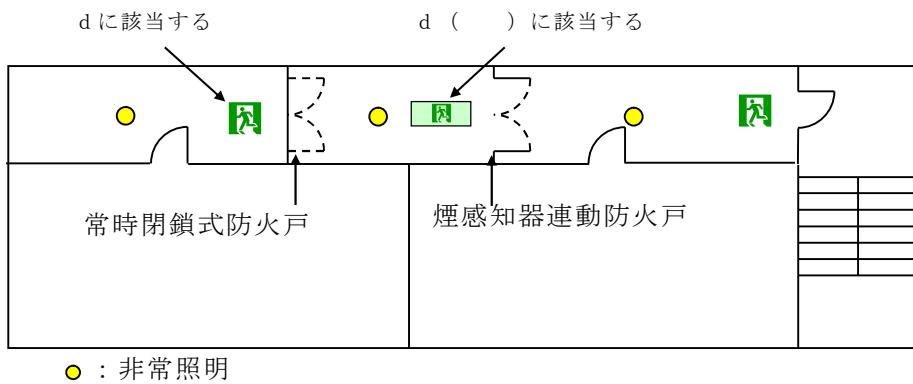
(第17-25図参照)



第17-25図 居室から廊下へ通ずる出入口の例

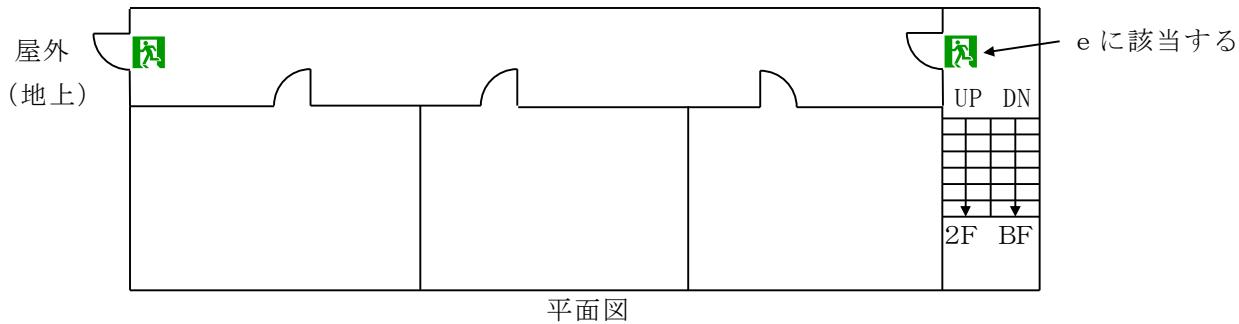
d a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。)(第17-26図参照)

なお、誘導標識から7.5m以内については通路誘導灯の設置を要しない。

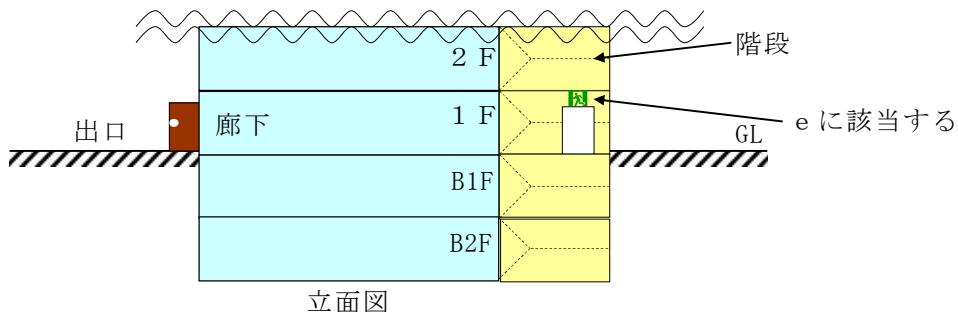


第17-26図 廊下の途中にある防火戸の例

e 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口*i*（第17-27、28図参照）



第17-27図 直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口の例



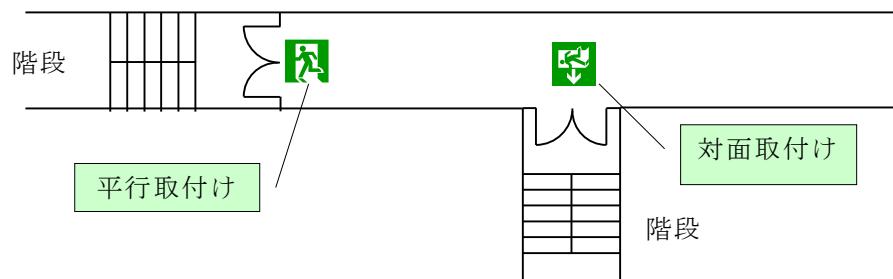
第17-28図 直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口の例

f 不活性ガス消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができます。

イ 設置要領

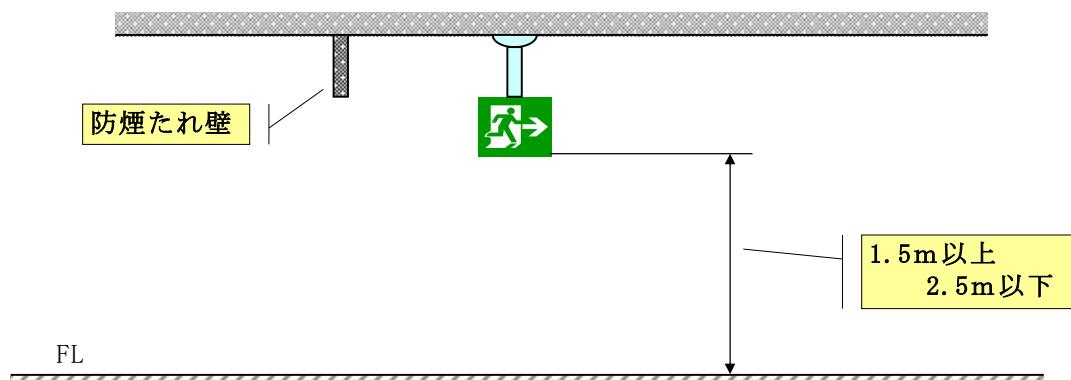
- (ア) 避難口誘導灯は、防火対象物又はその部分の避難口に、表示面を多数の者の目にふれやすい位置に避難上有効なものとなるように設けること。なお、廊下等から曲折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのものを設置し、表示面が廊下等に対面するように設置すること。

(第17-29図参照)



第17-29図 避難口誘導灯の設置例

- (イ) 避難口上部又はその直近に床面から誘導灯下面までの高さが 1.5m以上 2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。^{☞ii}
なお、直近に防煙たれ壁がある場合は、当該たれ壁より下方に設けること。^{☞i} (第17-30図参照)



第17-30図 避難口誘導灯の設置高さの例

- (ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
(エ) 避難口誘導灯を第17-7表のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、同表の避難口誘導灯の区分によること。

第17-7表

防火対象物の区分	避難口誘導灯の区分
<p>a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</p> <p>b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m²以上のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> A級 B級（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの）
<p>※ 上記の防火対象物又はその部分で、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。</p> <p>※ 令別表第1(6)項に掲げる用途に供される部分が存する防火対象物のうち、延べ面積が1,000m²以上のものにあっては、B級の設置を指導すること。</p>	

(オ) (エ)で対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所、光ノイズの多い場所及び催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講ずること。☞ii

(カ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。

(キ) 地震動等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。☞i

(ク) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい灯火等、広告物及び掲示物等を設けないこと。

なお、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ、ライブハウス等の特殊照明には、非常時において当該特殊照明を停止させる措置を講じること。☞ii

(2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

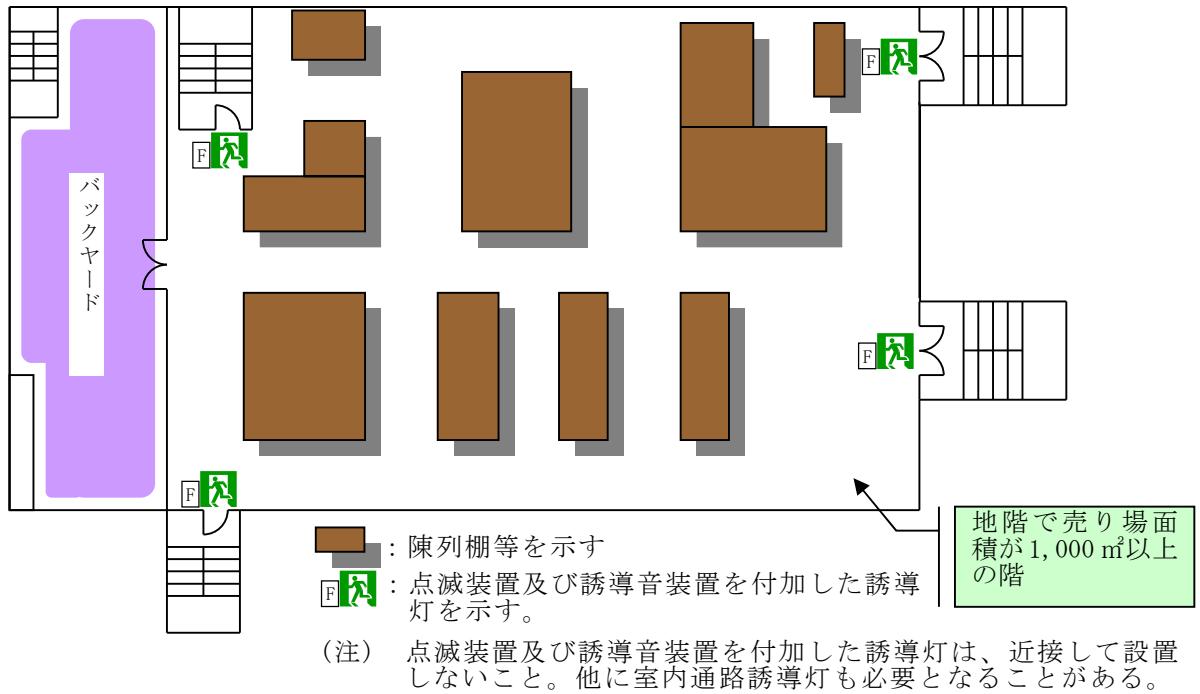
点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置個所及び設置要領は、(1)の例によるほか、次によること。

ア 設置箇所

(ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。☞i

a 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

b 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000m²以上の階で売場に面する主要な出入口（第17-31図参照）



第17-31図 点滅形誘導灯等の設置例

c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

(イ) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に必要な避難口（屋外又は第一次安全区画への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、主要な避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

(ア) 点滅形誘導灯等は、(1).イによるほか、別記「連動式誘導灯設備の基準」によること。^{☞ i}

(イ) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に点滅及び誘導音を発生するものであること。この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

(ウ) 規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として、自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該連動階の点滅及び誘導音を発生させるもの（以下「区分動作方式」という。）であること。^{☞ i}

(エ) 非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置を附加した誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難若しくは不十分となるないように措置すること。ただし、非常放送と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。^{☞ i}

(オ) 点滅形誘導灯等により誘導される避難口から避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあっては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所

に設置するものにあっては、この限りでない。

- a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
- b 開放階段の階段室及びその附室の出入口
- c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
- d 最終避難口及びその附室の出入口

(カ) (オ)の場合において、当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。

- a 地上階にあっては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。（別添第1図参照）

なお、当該煙感知器には、その旨の表示をすること。 i

- b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるよう設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、aに係わらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

※ 自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号及び階段室に設けられた煙感知器の動作信号を演算処理できる信号装置を設ける必要がある。

(キ) (カ). bによる場合、受信機には点滅等の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を附置すること。 i

(ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。 i

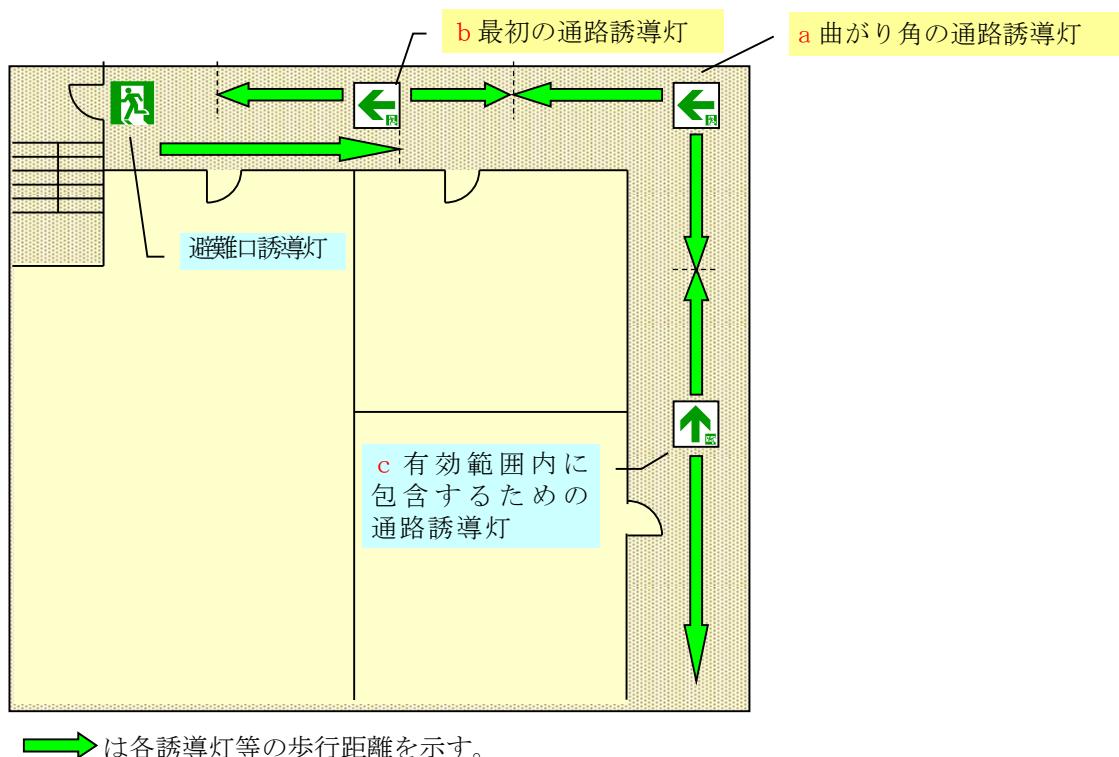
(3) 通路誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる箇所に設けること。

(第17-32~34図参照)

- a 曲り角
- b 主要な避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
- c a及びbのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

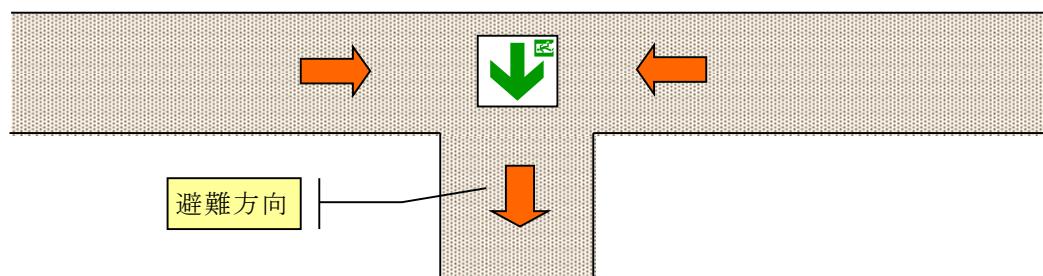


→は各誘導灯等の歩行距離を示す。

第17-32図 廊下に設ける通路誘導灯の場合の設置例



第17-33図 避難口誘導灯の設置により誘導灯の有効範囲として緩和される場合の例



第17-34図 床又は天井に通路誘導灯を設置した場合の設置例

イ 設置要領

- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を第17-8表a又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、同表の避難口誘導灯の区分によること。

第17-8表

防火対象物の区分	通路誘導灯の区分
<p>a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</p> <p>b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m²以上のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A級 ・ B級（表示面の明るさが25以上のもの又は点滅機能を有するもの）

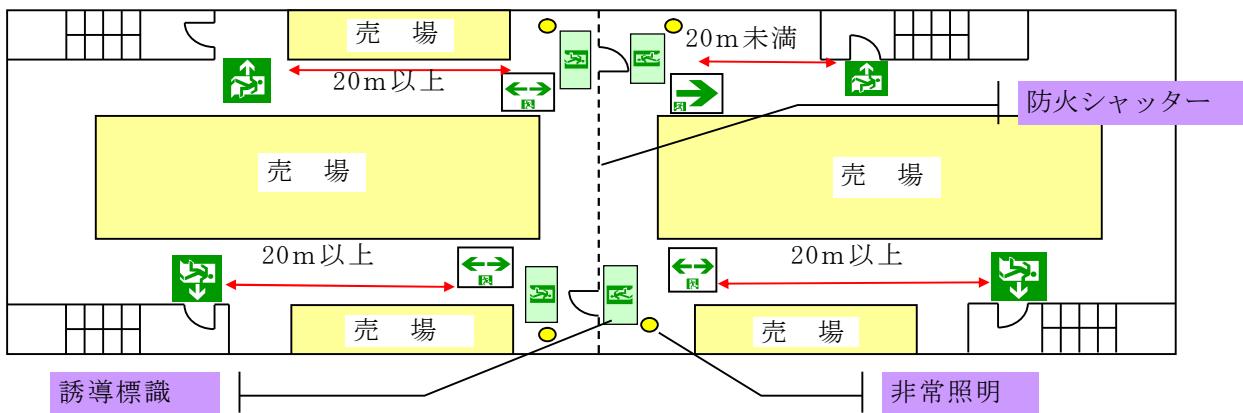
※ 上記の防火対象物又はその部分で、廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、B級又はC級とすることができます。

※ 上記の防火対象物又はその部分で、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、令第32条を適用してB級又はC級とすることができます。

※ 令別表第1(6)項に掲げる用途に供される部分で延べ面積が1,000m²以上のものにあっては、B級の設置を指導すること。

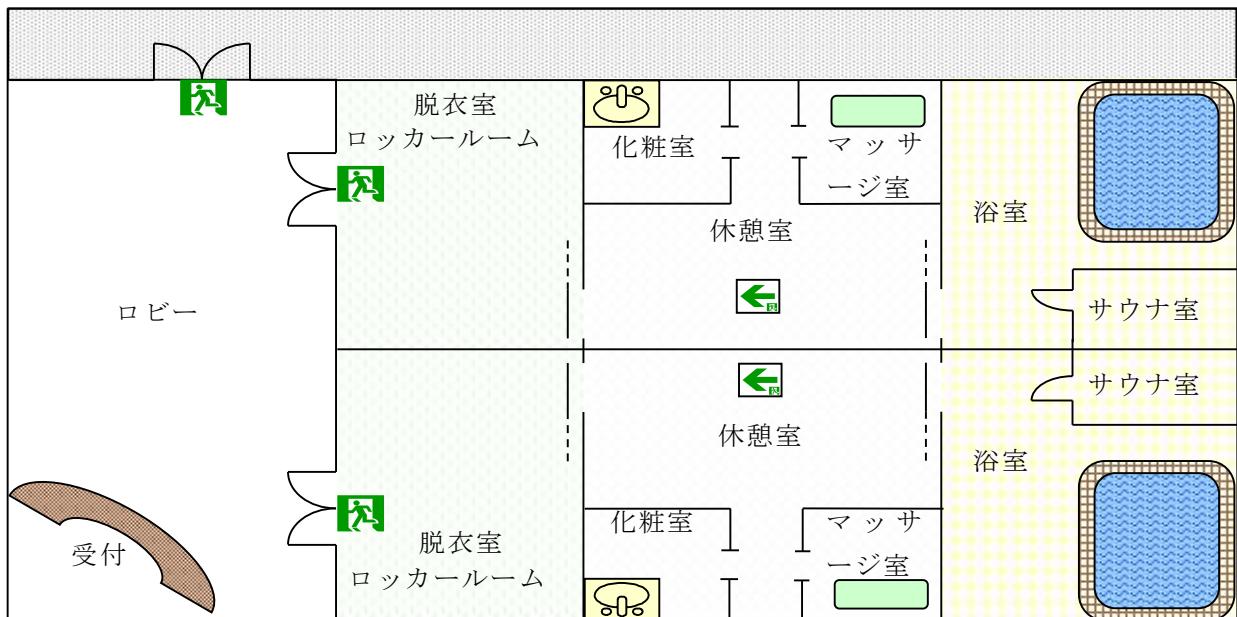
- (ウ) (イ)で対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所、光ノイズの多い場所及び催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講ずること。^{☞ii}
- (エ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有すること。
- (オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- (カ) 誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物及び掲示物等を設けないこと。
- (キ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。また、各曲折点の中心点付近に設けること。^{☞i}
- (ク) 廊下等の直線部分に2以上設置する場合は、概ね等間隔となるよう設置すること。^{☞ii}
- (ケ) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として、二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。^{☞ii}
- (コ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。^{☞i}

(第17-35図参照)



第17-35図 誘導灯の設置例

(サ) 令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち(9)項イの用途に供される部分で、脱衣所、浴室及びマッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること。☞ii (第17-36図参照)



第17-36図 誘導灯の設置例

(シ) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物並びに(16)項、(16の2)及び項(16の3)項の防火対象物の部分で、同表(2)項ニの用途に供する部分にあっては、通路誘導灯を床面又は床面から誘導灯下面までの高さが1m以内となるように設けること。ただし、次のいずれかによる場合は、この限りでない。(第17-37図参照)

- a 高輝度蓄光式誘導標識を次により設けた場合 (第17-38図参照)
 - (a) 床面又は床面から高輝度蓄光式誘導標識下面までの高さが1m以内の避難上有効な箇所に設けること。
 - (b) 廊下及び通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以内となる箇所及び曲がり角に設けること。ただ

し、避難口誘導灯の有効範囲内は、設置を要しない。

(c) 前4.(2).カ.(エ)(bを除く。)及び(オ)によること。

b 光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりaと同等以上の避難安全性が確保されている場合(第17-39~42図参照)

(a) 光を発する帯状の標示としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すよう標示を行うもの等が想定されており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における当該表面の平均輝度が、概ね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

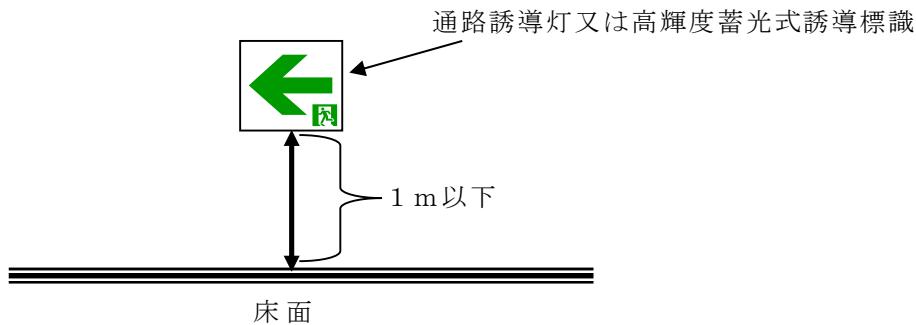
$$L' \geq L \frac{100}{d},$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 (mcd/m^2)

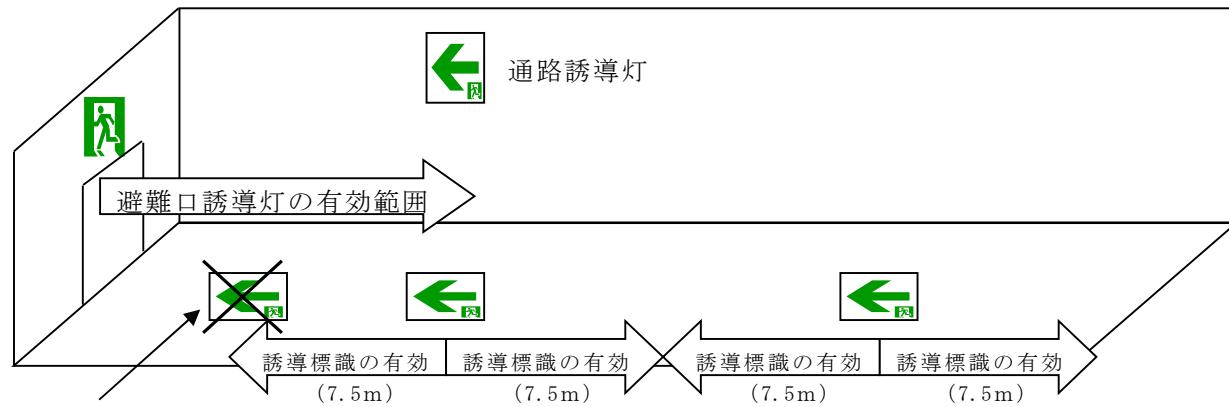
L : 2 (mcd/m^2)

d' : 当該標示の幅 (mm)

(b) その他の方法としては、高輝度蓄光式誘導標識又は光を発する帯状の標示を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等が想定されるものであること。

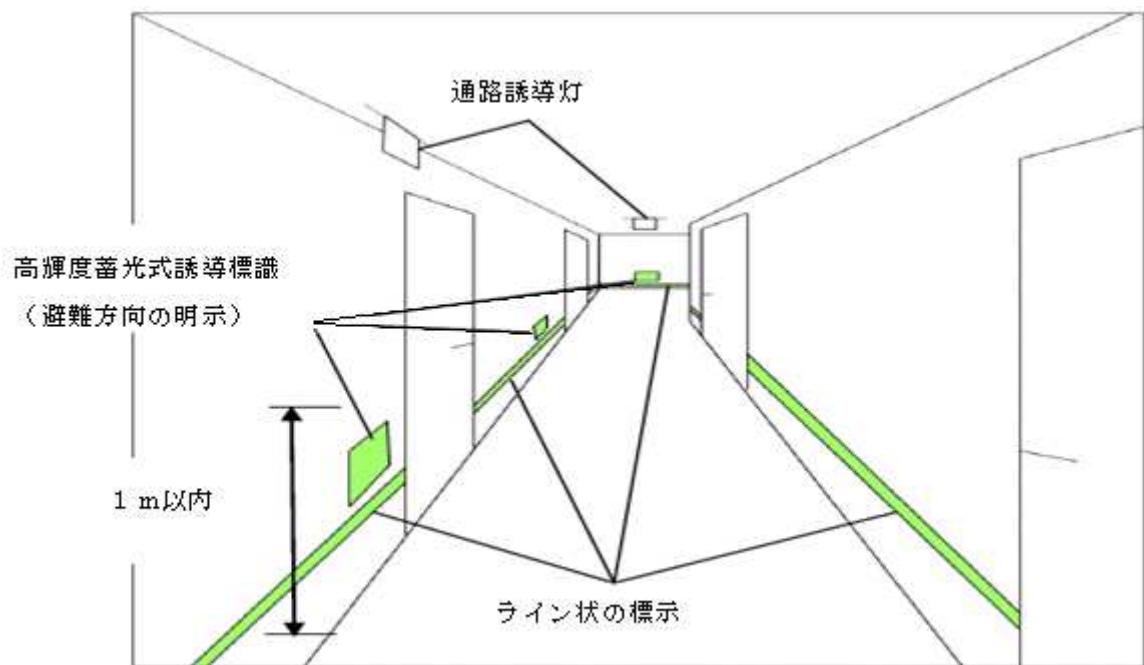


第17-37図 (2)項ニにおける通路誘導灯又は高輝度蓄光式誘導標の設置高さの例

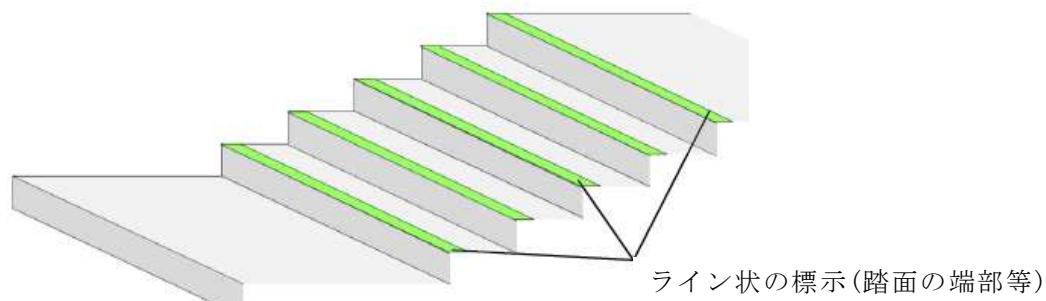


避難口誘導灯の有効範囲内は設置義務なし。

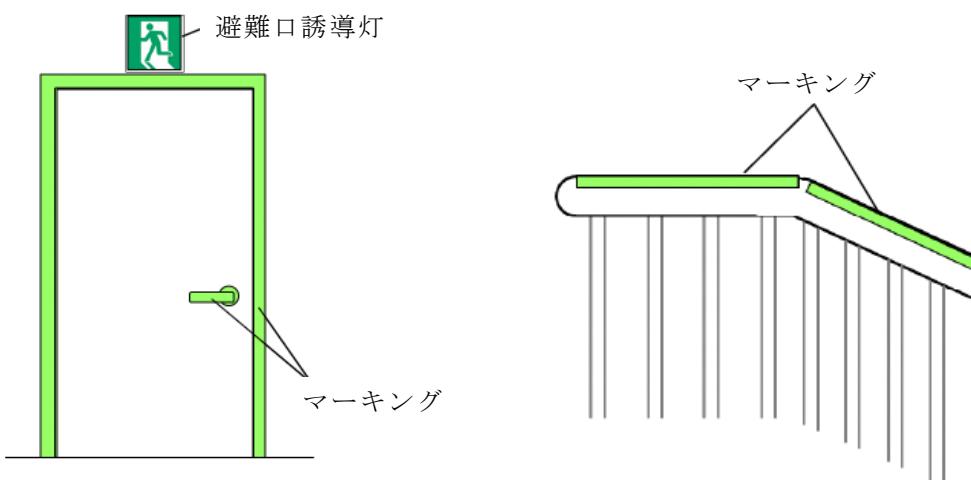
第17-38図 (2)項ニにおける高輝度蓄光式誘導標識の設置例



第17-39図 光を発する帯状の標示の設置例（通路）



第17-40図 光を発する帯状の標示の設置例（階段）



第17-41図 避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の設置例

上り階段であることを示すシンボル



下り階段であることを示すシンボル



第17-42図 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の例

- (ス) (シ)以外の防火対象物又はその部分にあっては、ランプの交換等による維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが2.5m以下となるように設置すること。^{☞ii}
- (セ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙垂れ壁等より下方の箇所に設けること。^{☞i}
- (ソ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。^{☞i}
- (タ) 廊下等の幅員が20m以上のものにあっては、当該廊下等の両面側に設置すること。^{☞ii} (第17-43図参照)



第17-43図 誘導灯の設置例

- (チ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。^{☞i}
- (ツ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により、見えにくくなる箇所には設置しないこと。^{☞i}

(4) 階段通路誘導灯

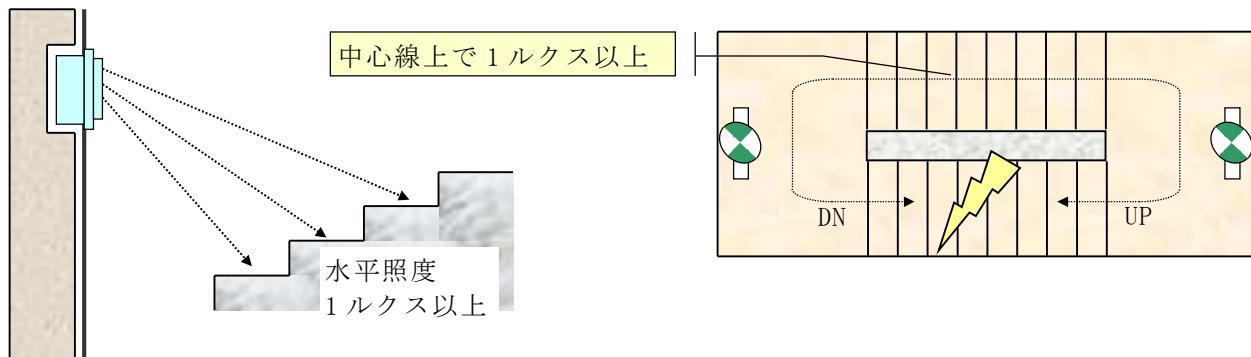
ア 設置箇所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

イ 設置要領

- (ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。

(第17-44図参照)



第17-44図 階段通路誘導灯の設置例

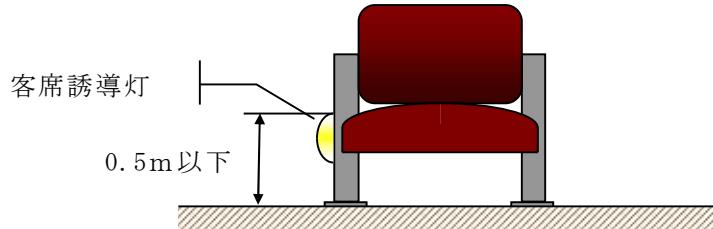
- (イ) 地震動等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。*vi*
- (5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

客席誘導灯は、令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

イ 設置要領

- (ア) 床面からの高さは、原則として、0.5m以下の箇所に設けること。*vi*
(第17-45図参照)

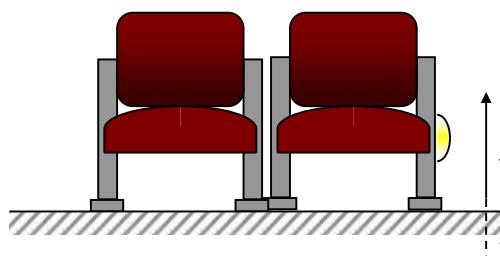


第17-45図 客席誘導灯の設置例

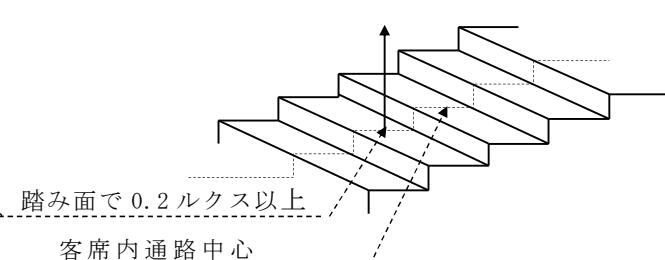
- (イ) 客席内通路が水平路又は傾斜路となっている部分にあっては、次式により算出した個数を、概ね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は、誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。(小数点以下は繰り上げる。)(第17-46図参照)

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ(m)}}{4} - 1$$

- (ウ) 客席内通路が階段状になっている場合にあっては、イによるほか、客席内通路の中心線において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとすること。(第17-47図参照)



第17-46図 水平照度



第17-47図 水平照度

- (エ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- (オ) 客席誘導灯(電源配線も含む。)は、避難上障害とならないように設置すること。
- (カ) 地震動等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。*vi*
- (6) 表示複合形誘導灯

表示複合形誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)及び(3)から(5)の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、

公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。

☞ i

- (7) 灯火を内蔵した一般の標識板(以下「一般標識灯」という。)と並列設置される誘導灯

※ 並列設置とは、一般標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。

ア 設置箇所

(1)及び(3)から(6)の例によること。

イ 設置要領

(1)及び(3)から(6)の例によるほか、次によること。

(ア) 一般標識灯に使用される色は、「赤色」及び「緑色」以外のものであること。

(イ) 一般標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。

(ウ) 一般標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。

- (8) 誘導標識

ア 設置箇所

(ア) 避難口に設ける誘導標識は、主要な避難口の上部等に設けること。

(イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲がり角の床又は壁に設けること。

イ 設置要領等

(ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲がり角に設けること。また、自然光による採光が十分でない場合には、照明(一般照明を含む。)による補足が必要であること。

(イ) 多数の者の目にふれやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。

(ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

(エ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。☞ ii

(オ) 床面に設けるものにあっては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有すること。☞ i

(カ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。

(キ) 扉、床等に、塗料を用い、誘導標識の基準に準じ標示したものにあっては誘導標識として取り扱うことができるものであること。

(ク) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識は、次によること。

a 規則第24条第3号の規定により電源を設けること。

b 電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

6 誘導灯の消灯

- (1) 消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

(ア) 休日、夜間等定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物(警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。)

- (イ) 無人倉庫等
- イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所
外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分
- ウ 利用形態により、特に暗さが必要である場所
- (ア) 遊園地のアトラクション等に供される部分（令別表第1(2)項（飲酒を伴うものに限る。）及び(3)項に掲げる用途に供される部分を除く。）等常時暗さが必要とされる場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場合（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）
- (イ) 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用に供される部分など一定時間継続して暗さが必要とされる場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場合（以下「一定時間暗さが必要とされる場所」という。）
- (ウ) 集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所で、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場合（以下「数分程度暗さが必要とされる場所」という。）
- (エ) 舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分
- エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所
- (ア) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項及び(16)項口までに掲げる防火対象物の用に供される部分（地階を除く。）で、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない場所
- (イ) 令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項、(16の2)項及び(16の3)項までに掲げる防火対象物にあっては、当該防火対象物の関係者及びその従業員及び使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分
- (ウ) 常時施錠されている電気室、機械室及び倉庫等
- オ 規則第28条の3第3項第1号ニに規定する場所で通常開放されている部分
- (2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。
- (3) 消灯できる期間
- ア (1). アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。
- イ (1). イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。
- ウ (1). ウに掲げる対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において、特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該部分の使用目的の障害となるおそれがある場合に限るものであること。
- (ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。
なお、清掃及び点検等のために人が存する場合には、消灯できない。

(イ) 一定時間暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ウ) 数分程度暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(4) 消灯及び点灯の方法

ア 無人状態において消灯する場合は、原則として、信号装置を用い、手動で一括消灯するものとし、信号装置からの火災信号又は手動信号並びに施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器により点灯する方式のものであること。

なお、防災センター等（常時人のいる場所）で各階の無人の状態が把握できる場合は、防災センター等（常時人のいる場所）において、階ごとに消灯することができるものとする。

イ 有効外光状態において消灯する場合は、原則として、信号装置を用い、光電式自動点滅器による点灯方式とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ 消灯は、(3). ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯する点滅器及び開閉器等は、防災センター等（常時人のいる場所）又は対象場所が見とおせる場所若しくはその付近（数分程度暗さが必要とされる場所にあっては、対象場所が見とおせる場所に限る。）に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあっては、この限りではない。点灯は、次の各号のいずれかに適合すること。

(ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(イ) 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(ウ) (1). ウ. (ウ)及び(エ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動操作により行うことができる。

エ (1). エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。ただし、(1). エ. (ウ)に掲げる部分の消灯は、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直者等がいない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯することができるものとする。

オ (1). オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時ののみ消灯できるものであること。

カ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については自動点滅器又は手動点滅器により消灯及び点灯することができること。

キ 接続方法

接続方法は、別記連動式誘導灯設備の基準によること。

ク 消灯時の留意事項

(3). ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。vi

ケ 信号装置は、誘導灯認定委員会において認定されたものを使用すること。

☞ i

7 電源及び配線

- (1) 電源は、専用回路とすること。
 - (2) 専用回路の開閉器には、誘導灯用の電源である旨の赤色の表示をすること。
 - (3) 常用電源の専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらぬこと。ただし、階段通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととができる。☞ ii
- ※ 小規模とは、延べ面積 1,000 m²未満のもの又は各階に分電盤がなく、かつ、1の回路に誘導灯の数が 10 個以内の場合をいう。
- (4) 誘導灯の非常電源（別置型のものに限る。）の配線は、第3非常電源によること。
 - (5) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として、誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあっては、これによらなければならないことができる。

8 非常電源の容量

第3非常電源によるほか、次によること。

- (1) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に 20 分間作動できる容量（20 分間を超える作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）とすること。
なお、非常電源の容量を 60 分間以上とする場合は、常用電源が停電したときの電力供給の順番については任意であるが、電源の切り替えが円滑に行われるよう措置を講じること。
- (2) 第17-9表に掲げる防火対象物の主要な避難経路に設ける誘導灯は、非常電源の容量を 60 分間以上とすること。ただし、次の(3)に定める基準により蓄光式誘導標識等が設けられている防火対象物又はその部分にあっては、通路誘導灯の容量を 20 分間以上とができる。

第17-9表

大規模・高層等の防火対象物	主要な避難経路
a 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの (a) 延べ面積 50,000 m ² 以上 (b) 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積が 30,000 m ² 以上	・ 最終避難口 ・ 直通階段の出入口 ・ 避難階の廊下及び通路（最終避難口に通ずるものに限る。） ・ 直通階段
b 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000 m ² 以上	・ c に通ずる階段又は傾斜路

- (3) (2)ただし書きによる通路誘導灯の非常電源の容量を 20 分間以上とができる基準は、次のいずれかによること。

ア 高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合（第17-33図参照）

前5.(3).イ.(シ).a.(a)及び(b)によるほか、次によること。

(ア) 高輝度蓄光式の性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。

なお、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保される箇所とは、通常の照明が消灯してから60分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね75mcd/m²以上の平均輝度となる照度が確保される箇所をいう。

(イ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、当該標識とまぎらわしい又は遮る広告物、掲示板等を設けないこと。

イ 光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりアと同等以上の避難安全性が確保されている場合

前5.(3).イ.(シ).bを準用すること。

なお、準用する場合、「20分間」を「60分間」と読み替えるものとする。

(4) 第17-9表に掲げる防火対象物の階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合は、次のいずれかによること。

ア 非常用の照明装置の予備電源は、60分間作動できる容量以上のものであること。

イ (3)により蓄光式誘導標識等が設けられていること。

(5) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

8 総合操作盤

第2屋内消火栓設備15を準用すること。

別記**連動式誘導灯設備の基準****1 用語**

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び附加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは、操作盤等と信号装置等を連動し、操作盤等から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

- (1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

設 備 名	機 器	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機（移報装置を含む。）	信号装置	連動開閉器	自動点滅器	施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器	煙感知器	連動装置
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点滅形誘導灯設備	◎				◎	◎	○			○	○	
誘導音装置付誘導灯設備		◎			◎	◎	○			○	○	
点滅形誘導音装置付誘導灯設備			◎		◎	◎	○			○	○	
消 誘 灯 方 式 設 備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地・劇場・映画館・集会場等の対象場所				◎	◎	○	○		◎		○
	専ら関係者が存する場所等				◎	◎	○	○				○

注 ◎ : 設置を必要とするもの

○ : 必要に応じ設置することができるもの

※ 1 : 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニの箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

※ 2 : 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯

設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

3 機器結線要領

- (1) 連動式誘導灯設備の各機器の接続は、別添第2図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあっては、別添第3図の例によること。
- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、(1)の例によるほか、別添第3図の例によること。
ただし、区分動作方式とする場合で、区分動作等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないように構成されている場合は、この例によらないことができるものであること。
- (3) 受信機と信号装置
 - ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は、別添第4図の例によること。
 - イ 受信機から信号装置（移報用装置を経由する場合又は(2)ただし書きによる場合で、信号装置に代わる装置を用いる場合を含む。）までの配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯間の回路（以下「信号回路」という。）の配線は、次によること。
 - ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
 - イ 信号回路には、他の機器を接続しないこと。
- (5) 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として、3線式配線より常時電源が供給されていること。
- (6) 規則第28条の3第4項第12号に規定に基づき監視、操作等を行う操作盤等（操作盤及び総合操作盤を含む。以下同じ。）の設置をする対象物において連動式誘導灯設備（自動火災報知設備と連動しているものに限る。）を設置する場合、信号装置等並びに操作盤等と連動装置との間の回路（以下「連動回路」という。）の配線は、次によること。ただし、操作盤等が設置されている防災センター等と同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と操作盤等との連動を要しない場合、信号装置が操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び操作盤等が直接接続できる場合は、信号装置の例により行うこと。
 - ア 連動回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあっては、この限りでない。
 - イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。

4 機器設置要領

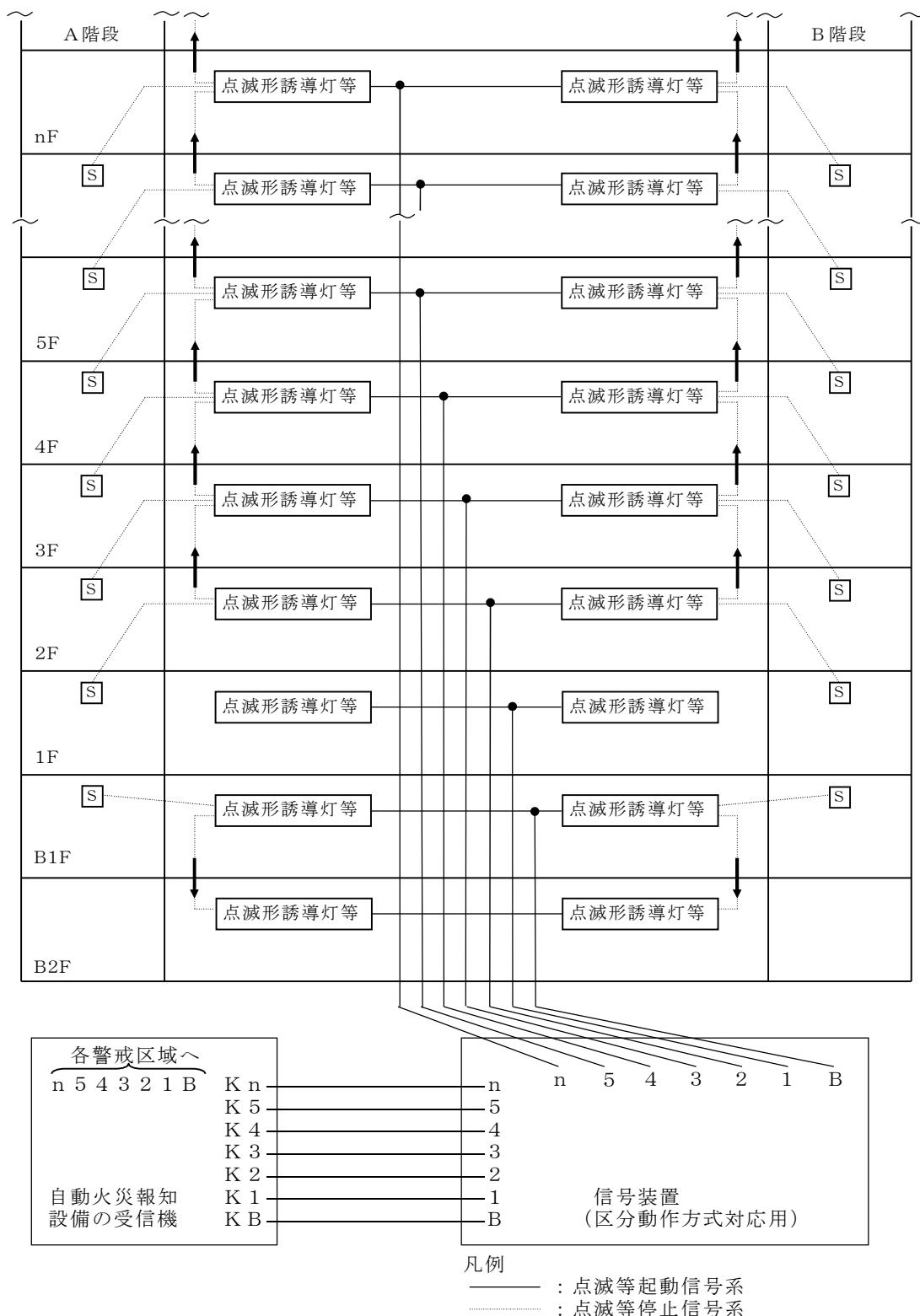
- (1) 信号装置（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
 - ア 信号装置は、原則として、受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用に設ける場合は、この限りでない。
 - イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置個所直近に、次の事項を表示すること。
 - (ア) 誘導灯信号装置である旨

- (イ) 消灯条件
 - (ウ) 連動開閉器等の種別
 - (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置個所の直近には、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
 - (イ) 点滅又は誘導灯音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
 - イ 移報用装置は、受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
 - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
 - エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
 - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
 - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別添第5図に示すC及びNC(ブレーク接点)端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあっては、誘導灯から1m以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
 - (ア) 構造は、JIS等の規定に適合するもので、開閉に十分耐える容量のものであること。
 - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
 - (ウ) 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
 - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
 - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
 - イ 光電式自動点滅器
 - (ア) 構造は、JIS C 8369(光電式自動点滅器)に適合するものであること。
 - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
 - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、ア.(オ)の例により必要事項を表示すること。
 - ウ 施錠連動点滅器
 - (ア) 施錠時、施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
 - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
 - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、ア.(オ)の例により必要事項を表示すること。

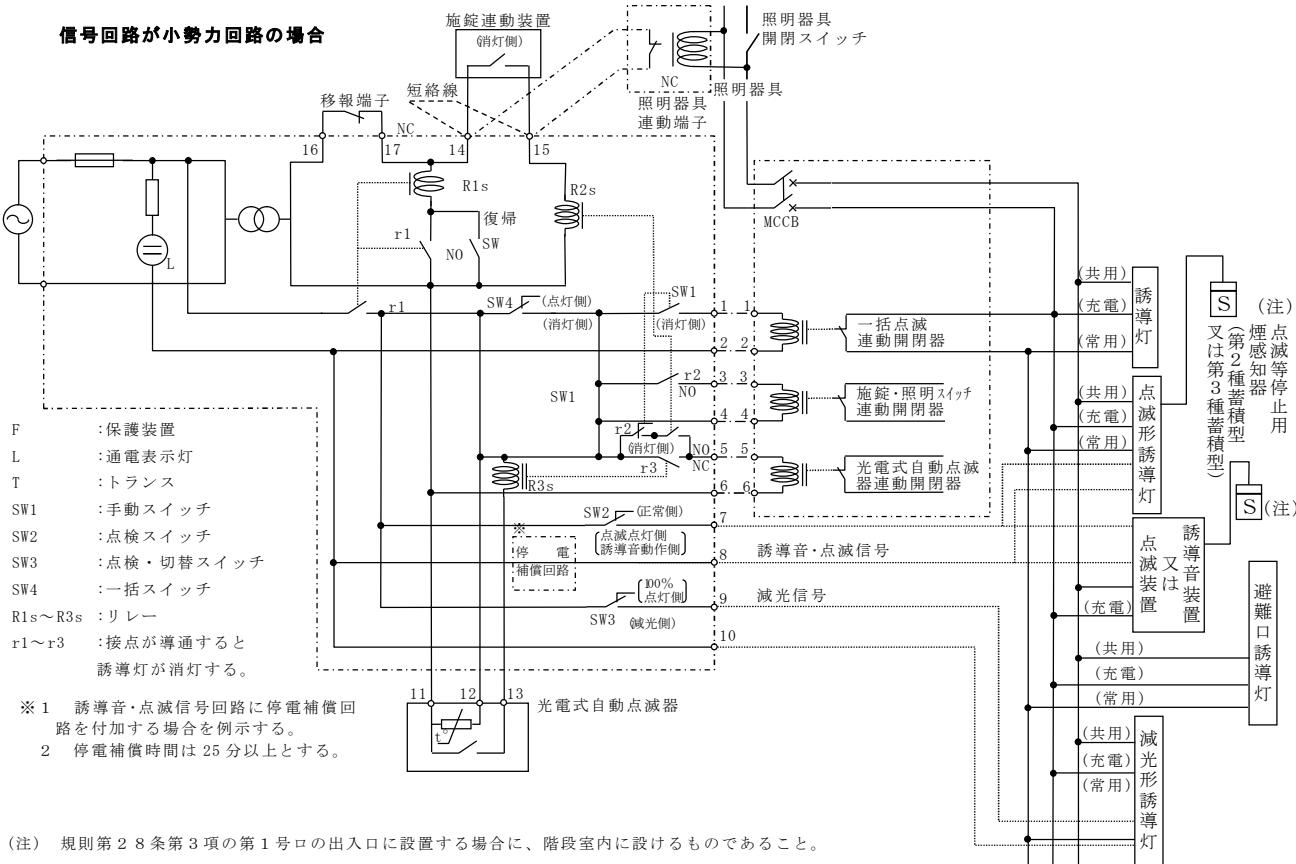
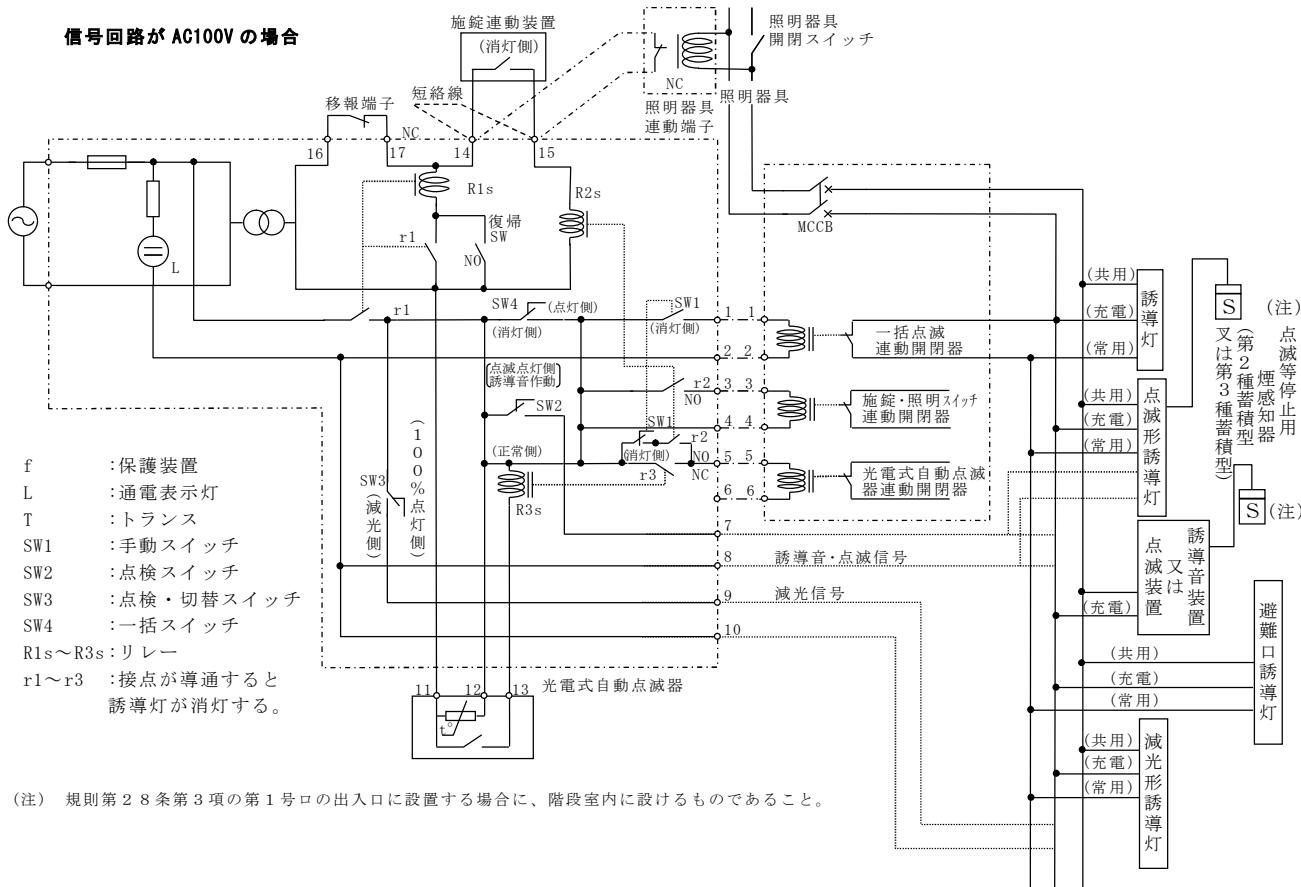
エ 照明器具連動点滅器

- (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
- (イ) 照明器具連動点滅器は、(ア)の照明器具消灯時において、照明器具連動回路が閉回路となるものであること。
- (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
- (エ) 照明器具連動点滅器の直列には、ア. (オ) の例により必要事項を表示すること。
- (5) 連動装置は、次によること。
連動装置は、原則として、操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置個所直近に次の事項を表示すること。
ア 誘導灯連動装置である旨
イ 連動装置の操作要領（操作の必要なものを除く。）

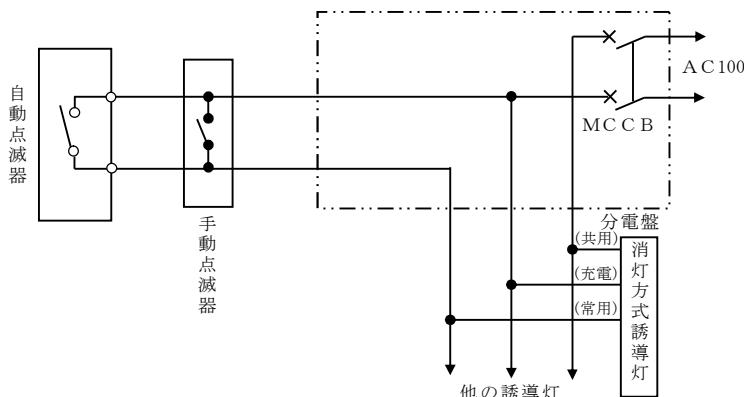
別添 第1図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例



別添第2図 機器接続の例



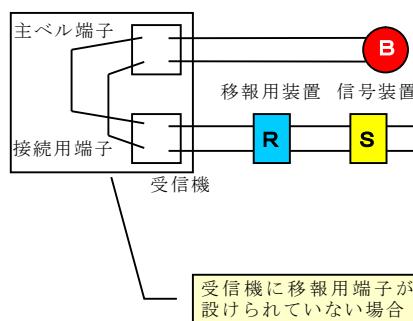
別添第3図 屋外階段等における消灯方式



- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとすること。
- 2 規則第28条の3第3項第1号ニの箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
- 3 誘導式の負荷容量に応じ、連動開閉器を設けること。
- 4 手動点灯又は点検のため、手動点滅器を設けることができる。

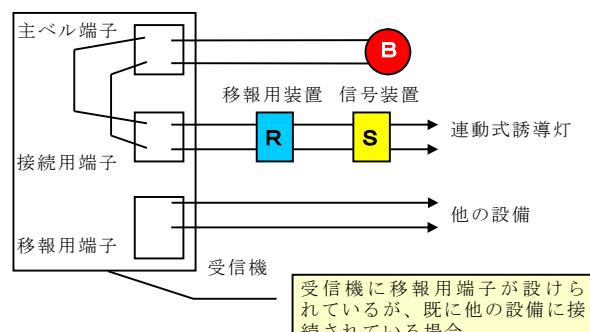
別添第4図 移報用を用いる場合の接続図

(例1)



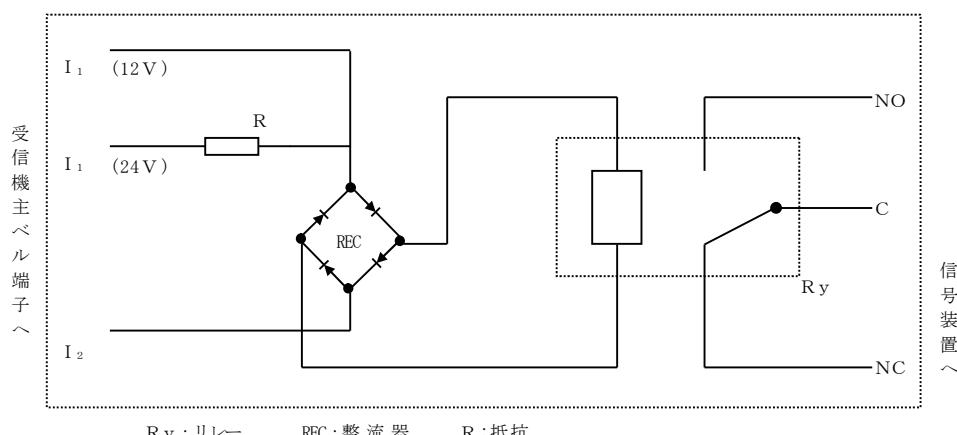
受信機に移報用端子が設けられていない場合

(例2)



受信機に移報用端子が設けられているが、既に他の設備に接続されている場合

別添第5図 移報用装置の回路図



Ry : リレー

REC : 整流器

R : 抵抗

〈誘導灯〉性能検査

1 配線検査（絶縁抵抗）

電源回路と大地間又は信号回路と大地間との絶縁抵抗値を、開閉器端子又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに絶縁抵抗計を用いて測定し、値が次表に掲げる絶縁抵抗値であることを確認する。

使用電圧の区分	絶縁抵抗値
150V 以下	0.1MΩ 以上
150V を超え 300V 以下	0.2MΩ 以上

※ 絶縁抵抗値の測定方法は、自動火災報知設備、「性能検査」.1【絶縁抵抗の測定方法例】を準用すること。

2 非常電源切替作動検査

- (1) 器具に内蔵する非常電源にあっては点検用スイッチ等で、別置形非常電源にあっては分電盤等において、常用電源を遮断したとき、自動的に非常電源に切り替わり、即時非常点灯することを確認する。
- (2) 復旧時には、自動的に常用電源に切り替わり、正常点灯することを確認する。

3 連動式誘導灯の作動検査

- (1) 消灯方式
 - ア 誘導灯信号装置を操作し、次のことを確認する。
 - ア 誘導灯用信号装置の手動スイッチによって、消灯信号を送り、消灯すること。
 - イ 消灯状態で、一括スイッチを投入し、一斉点灯すること。
 - ウ 照明器具及び施錠連動点滅器や光電式自動点滅器を操作し、動作状態に応じて連動すること。
 - エ 消灯状態で、自動火災報知設備を作動させ、連動して一斉点灯すること。
- (2) 外付け形点滅装置を用いる点滅形
 - ア 誘導灯信号装置を操作し、次のことを確認する。
 - ア 誘導灯用信号装置の点検スイッチによる点滅信号によって、点滅すること。
 - イ 誘導灯自体に点検スイッチがある場合は、誘導灯自体の点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行えること。
 - ウ 自動火災報知設備を作動させ、点滅すること。
 - エ なお、規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分にあっては、原則として、自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該連動階が点滅すること。
i
ア の点滅作動試験によって点滅が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、当該階段へ誘導する点滅が停止すること。
 - エ なお、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階にあっては地階の点滅が停止すること。

(3) 内照点滅形

点検スイッチ等を操作し、次のことを確認する。

- ア 点検スイッチにより非常点灯に切り替え、その状態のまま、点滅点検スイッチによって、点滅すること。
- イ 常用点灯のまま、点滅点検スイッチによって常用電源点滅点灯すること。
- ウ アの点滅作動試験によって点滅が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、当該階段へ誘導する点滅が停止すること。

なお、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階にあっては地階の点滅が停止すること。

(4) 誘導音付点滅形

ア 誘導灯信号装置を操作し、次のことを確認する。

- (ア) 誘導灯用信号装置の点検スイッチによる音及び点滅信号によって、誘導音及び点滅が作動すること。
- (イ) 誘導灯自体に点検スイッチがある場合は、誘導灯自体の点検スイッチにより誘導音及び点滅の動作の切り替えを行えること。
- (ウ) 自動火災報知設備を作動させ、誘導音及び点滅が作動すること。

なお、規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分にあっては、原則として、自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該連動階の誘導音及び点滅が作動すること。（ア）の誘導音及び点滅が作動すること。

- (エ) (ア)の誘導音及び点滅作動試験によって動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、当該階段へ誘導する誘導音及び点滅が停止すること。

なお、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階にあっては地階の誘導音及び点滅が停止すること。

- (オ) 非常放送設備との連動停止機能を有する設備にあっては、誘導音を作させた状態において、非常用放送設備のマイクスイッチを押し、誘導音のみが連動停止すること。

- (カ) 誘導音の音量及び音色は、他の設備の音響又は騒音と明確に判別できること。

イ 騒音計（A特性）を用い、音圧を確認する。

誘導装置の音圧は、誘導音装置の中心から1m離れた位置で、90dB以上であること。ただし、音圧レベルの調整をする場所に設けたものにあっては、70dB以上で、かつ、非常放送設備による伝達内容が不十分とならない音圧であること。